

16、17 世紀のイスタンブルにおける奴隷とキターバ契約による解放

文学研究科哲学歴史学専攻東洋史専修
平成二十八年度修了 門野洸平

目次

はじめに	1
第一章 オスマン帝国の概要	
第一節 イスラームにおける奴隷	5
第二節 オスマン帝国における奴隷	7
第二章 奴隷の法的自立	
第一節 奴隷の解放の分類	11
第二節 契約履行の分割・免除・解消	14
第三節 キターバ契約の相続	16
第四節 ワラー権とキターバ契約の債権としての運用	19
第一項 ワラー権と相続	19
第二項 債権としてのキターバ	21
第三章 奴隷の社会的・経済的自立	
第一節 キターバ契約の事例概要	25
第二節 キターバ契約の履行と証人	26
第三節 自立への道程	31
第一項 役務による履行	31
第二項 金銭による履行	33
第三項 奴隷の自立と社会への参入	36
おわりに	39
図表	40

はじめに

オスマン帝国の政治、経済の中核を担った大都市であるイスタンブルには、長きに亘って大量の様々な人や物が集められてきた。本稿で扱う奴隷も、19世紀に漸減的に奴隷制度が廃止されていくまで、この近世のイスタンブルに労働力として供給され続けていた。近世オスマン帝国社会では、帝国の外部から連れてこられた奴隷の将来的な解放が前提とされており、やがてその解放奴隷は自由人として社会に参入していくところに特徴がある。

奴隷自体は地理的にも歴史的にも広く見られる存在であり、研究も旧くから行われている。オスマン帝国の奴隷史研究は初め、「トルコの脅威」を背景としたキリスト教徒の徴用に関する研究を皮切りに¹、西洋の年代記や旅行記といった一次史料を用いて、ヨーロッパの人々がどのようにして奴隷にされ、あるいは解放されていたのかを明らかにすることに関心が集まっていた²。また、19世紀以降にオスマン帝国が近代国家へ移行し、西洋の圧力によって奴隷制度がいかに廃止されていたのかも研究されていた³。今日でもこうした研究の一つとして、17世紀末のオスマン帝国に捕らえられた捕虜奴隷が、オーストリアとの条約で捕虜交換される際の改宗を問題にした研究がある⁴。

しかしイナルジュクやロナルドを先駆に1980年代以降、トルコ国内に所蔵されているオスマン帝国期の法廷台帳の利用状況が改善したことで、近世オスマン帝国における社会史としての奴隷研究が始まり、1990年前後から急速に法廷台帳の記述内容を用いた奴隷の社会史研究が進んでいる。1973年のイナルジュクの研究では、15世紀後半のブルサにおける絹織物の職人に多くの奴隷が採用され、キターバ契約という解放を前提とした契約を結んだ奴隷が役務に就くことで、継続して主人の下で働き職人としての技能を有する奴隷の存在が明らかにされている⁵。また、1980年代以降、サーヒルリオールはブルサ、サクはコンヤ、フィッシャーはアンカラ、ウィルキンスはアレppoに対象を絞り、法廷台帳から奴隷の活動や解放を論じている⁶。17世紀以前を研究対象としているものでは、サーヒルリオールの研究はイナルジュク以来、社会経済史の中で初めて本格的に奴隷に注目した研究であり、研究史における意義は大きい。奴隷が単に社会的劣位に置かれたわけではなく、奴隷の継続的な役務が産業において生産性の向上に貢献したことを指摘し、奴隷制の存在を積極的に評価した。センの論考では、イスタンブルの東に位置するウスキュダルの法廷台帳を用いた奴隷の社会史研究がなされている。その研究では、法廷台

帳の遺産目録や諸事例が史料として用いられ、法的には明確に存在していた奴隷と自由人の区別が実社会では曖昧なものであり、法廷などを通じて奴隷が徐々に現地の社会に溶け込んでいっていたことが指摘されている⁷。イスタンブールに関する研究では、2013年のスーベルハーンのイスタンブール北部に位置するガラタを対象とした研究がある。1560年から1572年前後を扱ったこの研究では、この時期のガラタが造船所として機能し、そこではキターバ契約を通じた役務が多くなされたことを指摘し、また出身地や名前といった法廷台帳に記載されている名称から奴隷の出自等を検討している⁸。

しかしながら、様々な研究者が特定の地域や時代を対象とする中で、近世のイスタンブールを対象とした研究の蓄積は、依然として十分とはいえない。また、これまでの研究では、主に法廷記録を用いて奴隷の出身地の割合と、四つ程度に分類できる奴隷解放手段の事例紹介からオスマン帝国における奴隷制とその奴隷の処遇の全体像を示そうとする傾向にある。こうした中、今後の研究の進展のためには、近世オスマン帝国における奴隷制の特定の側面に踏み込んだ研究を行うことが有益であると考えられる。こうした考えから本稿では、帝国の首都としての重要性にもかかわらず研究蓄積の不十分なイスタンブールに、そしてキターバ契約に注目することで、近世オスマン帝国における奴隷研究に貢献することを目指す。キターバ契約とは、自身の身受け金を主人に払うことで解放となる契約であるが、奴隷がやがて自由人となる移行期間として設けられた側面があり、その契約方法も役務と金銭の支払い両方ある。つまり、キターバ契約を見ることで、奴隷がいかにして社会に自立していったのかが見えてくると考えられるのである。本稿では16、17世紀のイスタンブールにおける奴隷の解放、特にキターバ契約による解放の状況を法的、社会・経済的に考察することで、キターバ契約そのものの重要性と運用を明らかにしていきたい。

扱う史料はイスタンブール法廷台帳（İstanbul kadı sicilleri）である⁹。この法廷台帳はイスタンブールとその周辺のガラタ、ウスキュダルなどの法廷が発行した文書の写しが保存されたものであり、本稿では、イスラーム研究所が編纂したもののうち、奴隷解放が登場する1514年から1691年までのものを対象とする。法廷台帳は、イスタンブール内に存在した地区ごとに作成されているが、この分類は明確な裁定場所を指すわけではなく、カーディーが各々で裁定し、その記録が地域ごとにまとめられた場所を指している¹⁰。内容としては、原告とその案件に関係する当事者、あるいはその代理人が紹介されたのちに、原告の主張が要約された形で記載される。

その後、被告が反駁しない場合はそのまま証人が原告と同様の内容を証言することで判決が書かれ、反駁する場合は、被告側の証言もとられたうえで判決が出される。そして、記録の末尾には、その案件が記載された年と月、しばしば日付も書かれ、証人が数名分だけ記載される体裁を持つ。奴隷に関連する事例でも、奴隷と主人や関係者の名前と訴状が断片的に記されており、訴状ごとの分量についてもかなりまちまちである。

法廷記録は前述のように、断片的な情報のみであり、その史料的な限界が指摘されてきた。大河原の研究では、法廷台帳にどのような案件があるかが概括され、例えば遺産相続や勅令、民事・刑事関係の法の施行などがあるとされた一方で、情報が断片的故にこの法廷台帳がどの程度現実を反映しているかは不明であるとした¹¹。こうした事情を踏まえ、法廷史料そのものを研究対象として、オスマン帝国の人々がどのような場合に法廷を利用したのかについての研究も蓄積されてきた¹²。その中で指摘されている法廷台帳の限界としては、まず特定の人々の案件に記述が偏りやすいことである。例えば遺産相続に際しても、高額なものがある方が、法廷で書面を書いて相続分を確認する機会が多くなる反面、少額の相続に関しては法廷台帳に記載されることが少なかった。その他のありふれた出来事にしてもわざわざ法廷を利用するとはかぎらない。また、問題が生じても、結果が初めから明白な場合は法廷で改めて争うことを避ける可能性がある。法廷台帳自体は、勅令だけでは見えてこない市井の人々の活動が垣間見えるものとして重要な史料であるが、その事例がどの程度、当時の社会を反映しているのかが不明なのである。

そこで本稿では、この法廷台帳と合わせてファトワー集を史料として用いる。ファトワーとはイスラームにおける法解釈のことであり、法学者に対し、人々が特定の事柄に関してイスラーム法の観点からの是非を問い、法学者が返答として出したものである。ウラマーがある程度組織化されたオスマン帝国において、ファトワーは、イスラーム法学のトップとされたシェイヒュルイスラームと、そのシェイヒュルイスラームが任命したムフティーによって出された。また、実際の案件に対しての見解を述べるだけでなく、想定問答集としても作成されることがあった。ファトワーは全てが記載されたわけではなく、無数の口頭のみのもも存在したが、記載されたいくつかのファトワーはファトワー集としてまとめられ、法官であるカーデーが判決を出す際に参考とされた。なかでも、シェイヒュルイスラームの出したファトワーは、オスマン帝国期にまとめられたものが残存している。文の体裁としては、問答と短い返答によって構成され、具体的な名前は男女の区別がつく以外は

匿名化されている。返答はほとんどが、可か不可を答えるのみであり、一部のものは補足説明がついている。よってファトワーは、個別具体的な案件についてのみを扱う法廷台帳の法的根拠や背景を説明し、補助するものとして利用する¹³。

第一章ではイスラームにおける奴隷の法的なあり方、基本概念を説明し、オスマン帝国での奴隷に関しての概要を述べる。第二章では、キターバ契約を中心に奴隷の解放の法的手順を検討し、奴隷や解放奴隷の法的立場を論じる。そして第三章では法廷台帳から見るキターバ契約の数量的整理をした上で、実社会において奴隷の解放がどのような手順で進んだのかを論じることで、奴隷が周囲の社会に溶け込んでいった様子を描きたい。

なお、本稿では奴隷について法的説明をする場合、ハナフィー派の解釈に依拠する。スンナ派イスラームの法学派は主にハナフィー派、マーリク派、シャーフイー派、ハンバル派の四学派に大別できるが、この中でオスマン帝国が採用していたのがハナフィー派である。ハナフィー派は学派の中でも成立が最も古く、またムガル帝国でも採用されるなど広く普及した学派であった。どの法学派もクルアーンやハディースを法源とする点では共通しているものの、後世の法解釈についての異同が様々であることから、本稿でイスラームの法について述べるときにはハナフィー派を見ていることを最初に明示しておく。

第一章 オスマン帝国の奴隷

第一節 イスラームにおける奴隷

本節ではまず、オスマンの前提となる前近代イスラームの奴隷についての概観を行う。

奴隷は古来より労働力として用いられてきた手段であり、現代では原則として世界的に禁じられている。現代では人格が否定され、主人の下で身体的に拘束されて苦役を強いられている状況にいる者を一般に指す。世界的な奴隷の比較研究を行ったパターンソンによると、奴隷は社会的に死んでおり、不名誉な状況にある者であるという¹⁴。しかし、イスラームの奴隷の扱いは、比較としてしばしば引き合いに出される大西洋以西の黒人奴隷の扱いに比べて比較的穏やかであったとされている。奴隷は主人の小姓や家内奴隷として利用され、時にあたかも自身の子供のように可愛がられ、時に妻や妾として主人の愛を受ける者もいた¹⁵。では、前近代イスラームにおける奴隷とはいかなる存在だったのだろうか。法的に言えば、奴隷とは自由人と明確に区別される法的身分を指す言葉であった。その定義を行うことは難しいが、聖典クルアーンや預言者ムハンマドの言行録であるハディースには奴隷をどのように扱うかの記述が見られる。例えばクルアーンに「神が汝に対して行使する権力の方が、汝が奴隷に行使する権力よりも大きい」とあるように¹⁶、主人は奴隷を一方的な隷属化に置き、何をしても良いわけではなかった。奴隷は主人の命令に従う義務があったが、主人にも奴隷の扶養義務があり、適度な食事や衣服を分け与え、仕事を行わせ、もし過ちを犯しても寛大に許す旨がクルアーンに記されている¹⁷。そして、これが破られた場合は奴隷が法廷に訴え出ることもできた。すなわち、奴隷と主人の関係は一方的なものではなく、互いに守るべき義務を有するものであった。もちろん、この関係は対等なものではなく、強い主人の権限のもとで奴隷に対して罰として暴力を振るうことや性的搾取を行うことが否定されていたわけではない。しかし、イスラームにおいて奴隷は永遠に主人に隷属するわけではない。クルアーンにはある一節で「それから、お前たちの右手の所有にかかる者（奴隷）の場合、証書を欲しがっているようならば、何か向こうに（それだけの）美点を認めたら早速書類にしてきちんと契約してやるがよい。そして、アッラーから授けて戴いた財産の一部をこれに与えるよう」¹⁸とある。つまり、奴隷は数年後にはやがて解放されることで、自由人として社会に参入することが想定されていたのである。

次に、奴隷の基本的な法的能力についてイスラーム法における理解を加えよう。奴隷のイスラーム上の法的身分について、イスラーム法研究者の柳橋博之は「奴隷を自由人から区別する本質的な属性は財物性 (maliyya) ,すなわち所有の客体となる性質である」としている¹⁹。奴隷は財物であるばかりか、財物への所有権も有していないので、物品の所有・売買行為、債務・債権行為は法的に認められない。主人は奴隷を所有し、その奴隷に存在した所有権の行使に制限を加えることができる立場にあったので、奴隷は行為主体としての権利を失っていた。ただし商取引に関して、この制限されている権利を主人が部分的に解除することで、商取引が可能となり、主人に代わって商取引の使用人、あるいは代理人として活動することができ、事前の許可がなくとも、取引後に主人の追認があればその取引は有効になった。物品の贈与に関しては、奴隷が物品を受け取ることは可能であるが、奴隷には所有権が認められていないので、その受け取った物の所有権は主人に帰属する。よって、奴隷には理念上は蓄財ができないものとされていた。債務負担に関しても、本来その能力は制限されるが、あくまでも奴隷の間は債務を履行する必要がないというだけで、もし解放されればその債務は有効に機能した。ここでも商取引と同様に奴隷が貸借をした場合には主人がその効力を無効にできるが、これは主人の権利を守る意味合いが大きい。つまり、奴隷は主人の庇護下に入ることと引き換えに、主人の命令に服して主人に害が及ばない範囲で役に立つことが求められていたと言えよう。ただし、具体的な財物への所有権を失ってはいるものの、非財物である人間的な権利を有することはできた。例えば、主人が奴隷の生命を奪うことは許されておらず、奴隷は婚姻の権利も有しており、主人の許可が得られれば結婚することが可能であった。

奴隷となるには幾つかの条件が設定されており、基本的にムスリムの自由人が奴隷身分に落とされることはない。「戦争の家 (dār al - ḥarb)」、則ち非ムスリムの支配地域にいる者がムスリムの説得に応じず、その土地を征服されたならば、その非ムスリムを戦争捕虜 (esir) として奴隷にすることができる。奴隷状態にある者がムスリムに改宗したとしても解放されるわけではないが、非ムスリムが、ムスリムに改宗した奴隷を所有し続けることについては禁止されていた²⁰。奴隷身分の相続という点では、両親が奴隷であった場合はその子供も奴隷となる。よって、両親がムスリムの奴隷であれば、生まれながらにして奴隷として生まれるムスリムが存在することも理論上可能である。イスラームにおいて子の身分は母親に依るので、母親が奴隷であった場合は子供も奴隷となるが、父親が自由人たる主人であった場

合はその子供も自由人となる。奴隷状態にある女性は家内奴隷として利用されることが多く、主人以外と性交渉する機会が想定しにくいことを考えると、このケースはしばしば見られたと考えられる。なお、イスラーム以前のアラブの奴隷には債務奴隷が存在していたが、イスラーム以後は債務不履行による奴隷化は定められていない²¹。この点はイスラームにおける奴隷が他とは大きく異なる点であるといえる。

以上がオスマン帝国以前からあるイスラームの法に基づく奴隷の基本概念である。

第二節 オスマン帝国における奴隷

では、オスマン帝国では奴隷制はどのように運用されていたのだろうか。オスマン帝国は13世紀末以来、一時的な消滅の危機を迎えることはあったものの、主に17世紀まで領土が拡大する傾向にあり、これはオスマン帝国にとって進出の対象となる広大な辺境部分が存在していたことを示している。アナトリア西北部から始まったこの小国はバルカンへと勢力を拡大していくにあたって戦争捕虜を自勢力に取り込む政策をとった。ムラト1世の時代である14世紀半ば以降にはエディルネの奪取をはじめバルカンへの進出が非常に盛んになり、その中では、二つの奴隷に関わる制度が採用された。一つはペンチク（Pençik）という制度である。この制度は征服した土地から各々の兵士が戦争捕虜を得る際に、スルタンに対して5人の捕虜のうち1人を上納するか、端数がある場合はそれに相当する金品を上納する制度である²²。二つ目の政策としてデヴシルメという異教徒の子弟をバルカンとその周辺から徴用し、ムスリムに改宗させて軍隊や宮廷に出仕させる制度があった。徴用された者はイエニチェリとして軍の中核を担うばかりか、大宰相など高位の支配者層に就く道も開けており、17世紀に至るまで有効に機能した。この二つの制度によりスルタンに忠実な奴隷が生み出され続けていくことは、オスマン帝国が領土拡大できた要因の一つとして重要であった。また、宮廷内においても例えば黒人宦官は伝統的にスルタンの大奥であるハーレムの管理を行い、そのハーレムで働く女性たちも多くが奴隷であった。スルタンの周辺にはこうした奴隷としてスルタンに直接仕える存在が多数おり、スルタンの母親が奴隷であることもあった。

オスマン帝国を語るにあたって、奴隷はこうした宮廷や軍事面での有用性、デヴシルメという制度の中で論じられることが多い。しかしながら、奴隷は都市社会においても重要な存在であった。オスマン帝国の中心都市であったイスタンブルの経

済を維持させていくには大量の肉体労働に従事する者、商工業に勤しむ者、家内労働といった役務に従事する者らが必要であったが、これらのいずれにも奴隷の存在があった。主人には奴隷の生活を経済的物質的に保障する義務があり、奴隷自身も労働を通じて技能を磨くことも可能であった。スーベルハーンの研究によると、イスタンブルの北に位置するガラタでは特に1570年のレパントの敗戦以後に造船所が増設されたことを踏まえ、そこで大量の奴隷が造船に従事していたこと、船の漕ぎ手として使い捨てられるのではなく、キターバ契約を通じた一定期間の役務によって造船所内での工員として労働していたことを指摘している²³。また家内労働では、女性の奴隷 (*câriye*) がしばしば見られる。例えば、遺産相続の際に個人が財産を多く有しているなどの場合に、遺産目録が作成されるが、様々な物品の中に台所用品の一部として女奴隷が見られたり²⁴、数年間だけ宮廷に出仕することもあった。また、史料中には奴隷の用途が明示されていることは稀なものの、女奴隷は主人との性的な関係を要求されることもあった。奴隷自身の所有権は主人にあり、奴隷はこれを拒むことはできないが、しばしば主人はその女奴隷と結婚する際に解放を行った。強制的に売春をさせることも禁止され²⁵、あくまでも主人との関係に終始されることになっていた。女奴隷が従事していたのは家内労働だけではなく、店舗の従業員として遺産として残された店とともに子供に相続される事例も見られる²⁶。しかし、全般を見れば女奴隷は家内労働としての役割が大きかった。

奴隷を所有するのはスルタンをはじめとした高級官僚や大商人といった富裕層が多く、主人の名前には、イエニチェリや宰相が持つ称号であるベシェ (*beşe*) やパシャ (*Paşa*) を持つ者も見られる。奴隷の金額は性別や技能によってかなりまちまちではあるものの、所有者は宮廷や政府関係者、裕福な家庭が中心だったようである。

では、以上で述べた奴隷は、どのような経路でイスタンブル市中にもたらされたのだろうか。その過程を追うと以下のようなになる。基本的に奴隷は戦争捕虜に限定されており、オスマン帝国の臣民ではない者が帝国外部から連れて来られる形をとっていた。例えば史料中には、自身の解放のために身受け金を支払った後に法廷に訴え出た解放奴隷の女性が見られる。この女性は、自身が当時すでにオスマン支配下にあったブルガリアの出身であるため、父母の名前を訴えてから現地の証人の証言によって自身が自由人の臣民出身であることを証明し、以前支払った身受け金を主人から払い戻してもらった判決を受けている²⁷。その一方で帝国外からは戦争捕虜という名目で多くの者たちが村々への略奪や誘拐によって奴隷商人に売り飛ばさ

れていたと思われる。特にオスマンの属国であったクリム・ハン国では後背地で拉致されたロシア系住民がオスマン各地で売却された²⁸。

16、17世紀のイスタンブルへの奴隷の供給は主に、ヨーロッパ方面とロシア方面からの供給が多く、それぞれが3割程度を占めており、コーカサス方面、地中海の諸島方面、ほかアフリカ方面などからなっていた。史料を見る限り、バルカン方面ではモルドヴァ、ワラキア、ブルガリア、ハンガリー、オーストリア、ポーランド、アルバニア出身が見られ、コーカサス方面ではジョージア、チェルケス出身、ロシア方面はロシア出身という記述がある。ここで見えるロシア系(Rusiyyü'l-asl)は、近代のロシア人ではなく、主に属国であったクリミア方面から連れてこられるウクライナやポーランドなどスラヴ系の人々全般を指す言葉である。史料からはアフリカ方面からはArabという記述とエチオピア、モロッコ出身がみられた。トレダーノによると、アフリカ方面では北アフリカ、スーダン、エチオピアが奴隷の出身地として見られ、特に18世紀以降は女性が家内奴隷としてコーカサスと並んでこの地域からの奴隷が主にイスタンブルへと供給されるようになる²⁹。このことは同時期にアフリカからアメリカ大陸への奴隷としては、大農場経営等のための肉体労働用に男の奴隷が多く海を渡っていたことと対比される³⁰。その他ではキプロス、マルタといった地中海の島々と、スペイン、ポルトガルであった。また、ロシア出身者と並んで多かったのがフランク、すなわちヨーロッパ出身者である。当時のオスマン帝国はフランスと友好関係を結び、ヴェネツィアなどの敵国とは奴隷を取らない条約を結んでいることもあったが、フランク人という枠組はヨーロッパ方面の者たちを指していた。

イスタンブルで主に海運によって運ばれてきた奴隷は奴隷市場で売買されたが、その際には先述のペンチクが取引税の役割を果たしていた。奴隷商人が市場で客に奴隷を得る際には、その奴隷価格の5分の1を国庫に納税する義務があり、その課税分を売値に上乗せして主人となる者に売却した³¹。例えば、1535年の事例ではボスニア出身の女奴隷が市場で買い手に売却される際に「法令(kānūn)によりペンチクが取られる」とされ、市場の役人が徴収することが命じられている。ただし、17世紀の事例で「(奴隷の価格である)2800アクチェを渡すが、前述の奴隷バフティヤールのペンチクを取っていないため、残っている200アクチェをとる」という記述から、ペンチクは必ずしも原則の5分の1ではなかった。

主人の所有となった奴隷は、本稿で扱う史料によると、多くの場合10年以内に解放された。おおよそ6年前後で解放されることが多いが、奴隷は生涯に亘って所

有されることはなく、いずれ自由人として社会に参入していくことが前提とされていた。奴隷の中には勿論、生涯一人の主人に仕える者も多くいた。しかし、1520年代の記録を見ると、逃亡した奴隷の案件が多数見られる。奴隷を一時的なものとしている社会でも逃亡が多数見られることを考えると、生涯にわたる奴隷化は逃亡奴隷を生み出し、奴隷を社会の労働力として管理することを困難にする側面があった。しかし、もし奴隷側になんの準備もなく解放がなされれば、かえってその奴隷は経済的に困窮し、寄る辺の無い浮浪者となってむしろ主人の庇護を頼みにするだろう。奴隷が自立するための何かしらの配慮が主人の側からもなされることがあったと考えられる。よって、第二章以降では、奴隷の自立をひとつのテーマとして、奴隷解放についての考察を進めていくこととする。

第二章 奴隷の法的自立

本章では、主にイスタンブルの奴隷解放について扱う。奴隷の解放はクルアーンによって積極的に推奨されてきたものであり、イスラーム社会において広く行われてきた宗教的善行であった。奴隷を解放することは、理念上貧者を救済することとともに重要であり、天国における報酬を期待できる行為として、あるいは罪を贖う行為として行われた。時には喜捨によって集まった費用が奴隷解放費用に充てられることもあった³²。以下ではまず解放手続きを従来のオスマン史研究に従って大きく4つに分類し、そのうちのキターバ契約と、キターバ契約による奴隷の法的地位について主に論じる。

第一節 奴隷の解放の分類

まず一つ目は無償解放 (i'tâk) である。文字通り、主人が奴隷を何の代償や条件も課さずに解放する手順である。これは諸解放手順の中で最も一般的に行われた手段であり、シャリーア法廷記録にも多くの事例が見られる。その一例として 1649 年に生じたルメリ法廷の事例がある。

現在コンスタンティノーブルの市場監督官 (muhtesib) であるアブデュルメンナーンの子ムスリ・アーがシャリーア法廷に出廷した。奴隷を自認し、栗色の目で眉の間が広く低い身長でロシア系のムスリムで[この]証書の当事者であるアブドゥッラーの娘ナーゼニーンという名の所有された奴隷を、偉大な神のために、慈愛ある神と選ばれし預言者の恩寵を求め、「ある者がムスリムを自由人にしたならば、神はその者の手足を地獄の炎から自由にする」という言葉に従って解放し、自由であることを告白した。前述の女奴隷は、このようにしてもともとの自由人と同じように自由人女性となった。主人らが解放奴隷に対して有するワラー権 (velâ) の他に、その者に対して誰の権利も残らなかった³³。

以上の典型的な事例ではクルアーンの一節を引いて宗教的善行としての解放を行っている。別の事例からはこうした解放の際、解放証書 (itknâme) という証書

の写しが解放された奴隷に手渡されていたことが分かる³⁴。これにより、以後この奴隷は対外的に自身が奴隷ではなく、再び奴隷身分に落ちることが法的に不可能となる証拠として持ち歩くことができた。しかしこの解放を通じて、主人との関係が完全に断ち切られることはない。上記の事例の末尾には「ワラー権の他に、その者に対して誰の権利も残らなかった」とあるように、ワラーと呼ばれる主人と奴隷をつなぐ関係が続いていたことが記されている。これは主人と奴隷とをつなぐ緩やかな紐帯として実質的にも法的にも重要な権利であり、主人は解放後も解放奴隷が生活に困ることのないように必要な処置を施す必要があり、元奴隷も解放後に腹心として元主人に仕え続け、仕事を共にするといったことがありえた。また、法的には元主人が死亡した際に解放奴隷がその遺産を相続できるとされ、逆に解放奴隷が死亡した際には元主人もその遺産を相続できるとされた。この相続については後述する。この解放手続きは主人本人以外の者が代理で行うことも可能であった。例えば、メッカへの巡礼中に行方不明になった夫の代わりに妻が解放を行う事例や³⁵、代理人が奴隷とのやり取りを仲介している事例も見られる³⁶。

二つ目の手段は女奴隷が主人との間に子供をもうけ、その子供の母となること、すなわちウナム・ワラド (ümm-i veled) と呼ばれるものである。これは主人の子供を産んだとされる女奴隷たる母親が得る法的地位であり、主人の死後に解放が約束された状態である。これは、女奴隷が主人の子供を産むという対価によって主人がその女奴隷に自由を与えるものである。また、解放することで、子供に自分の母親が奴隷として相続されてしまう事態を避ける目的があった。そのため、ファトワーで「主人 Z が所有する女奴隷 H のために『女奴隷 H の子は私の内にある』と宣言すれば、女奴隷 H は主人 Z のウナム・ワラドとなるか。—なる」³⁷とあるように、この解放を保障するには、主人がその子供をその女奴隷との子供であると認知する必要があった。またこれに続くファトワーでは「この条件で主人 Z が女奴隷 H を第三者 A に売却すると、前述の売却は成立するか。—しない」³⁸とあるように、認知すればその女奴隷はこれ以降、売却や譲渡されることができないものとされた。

三つ目は主人の死亡解放 (tedbîr) である。これは主人が宗教的善行のために生前、自身が死亡する際に、自分の奴隷を解放する約束を結ぶことである。この約束を交わした奴隷をミュデッベル (müdebber) と呼ぶ。ファトワーによると「主人 Z が奴隷 A を絶対の死亡解放によって死亡解放にした後で主人 Z が奴隷 A を第三者 B に譲渡できるか。—できない」³⁹とあるように、この状態にある奴隷も将来的な解放が主人によって約束されているので、譲渡や売買がなされることはなくなる

40. イスタンブルのシャリーア法廷に見られる事例の多くで「死の 40 日前にお前は自由である」⁴¹という文言が見られ、形式的には主人の死亡から 40 日前に遡って自由身分を得ることになっていたことが見てとれる。

そして四つ目がキターバ契約である。この契約は奴隷が自身の身受け金を主人に支払う代わりに主人がその奴隷を解放する契約のことで、主人をムカーティブ (mükâtib)、奴隷をムカータブ (mukâteb) と呼ぶ。このように奴隷が一定条件を満たすことで解放される理念はイスラーム初期にもあったもので⁴²、オスマン帝国でも実際に行われていた。この契約による奴隷側が支払う対価は金銭もしくは一定期間の役務である。このキターバ契約を結んだムカーテブ奴隷は金銭の返済や役務にあたるという名目で、主人からの権利の制限を部分的に解除されて完全な奴隷状態よりも活動範囲をより広げることができた。例えば、ムカーテブ奴隷本人の同意がない限り、第三者への売却はできない状態にされ、また、債権者になる事例も見られることから⁴³、財産を持つことも可能であった。言い換えれば、ムカーテブ奴隷は完全な奴隷状態から自由人に移行する中間にある立場であるといえよう。実際にどのような手段によって返済を行っていたかの考察は第三章で行うため、本章ではキターバ契約による解放にかかる法的手段及び、ムカーテブ奴隷の法的立場について考察する。

まずは、ファトワーから、キターバ契約の成立要件から確認する。

Z が奴隷を 5 年で自身に役務することでキターバに切り、A も受け入れれば、A は 5 年 Z に役務し、解放となるか。—なる⁴⁴。

法廷台帳からも典型的な事例を見てみよう。1580 年のウスキュダル法廷には以下の事例がある。

ウスキュダルの諸街区内メフメトパシャ街区のハジュ・ユスフの息子ムスタファは、この文書の当事者たるアブデュッラーの息子デュルムシュという名の金髪碧眼中背、髭が薄くハンガリー系の所有された奴隷を 9 年間の役務の報酬でキターバに切ることを、聖なるシャリーア法廷で宣言した。前述の奴隷は前述のキターバを受容し、その宣言を面前で承認した。前述の役務を完遂し、完全に履行したところ、他の生まれつきの自由人のように自由人となった⁴⁵。

以上の事例に見られるように形式的にはまず、主人が奴隷をある契約内容によって「キターバに切」った後に、奴隷の側からもその条件による解放を受け入れ合意する形をとる。この契約内容は定められた期間を主人に役務する、もしくは金銭を主人に支払うことが書かれるものの、その方法等の具体的なことは記されない。その後、通常は定められた契約内容が履行できたことを確認してから、その奴隷が自由人になる旨が書かれる⁴⁶。イスラームにおいても何かをやり取りする際に口頭によって取り決めを行うことは可能だが、この契約において証書が発行されることは、奴隷にとって自身の処分に関する内容を確認にする意味で必要だった。その事例として 1550 年のウスキュダル法廷には以下の事例が見られる。

ドラヤーバート村のネビの息子メフメトが、シャリーア法廷でアブデュッラーの息子イスマイルの面前で告白した。「[私は以前]『10年の役務により[お前イスマイルを]キターバに切る』と述べ、前述のイスマイルも対面で『10年の役務を請け負い、受け入れる』と宣言した」と述べた。法官メフメトから[空白]キターバ証書を出して確認したところ、8年の役務を請け負い、[残りの]6か月役務に定め命令された。神の要求により台帳の記録がなされた⁴⁷。

この事例では、主人と奴隷がともに出廷し、以前 10 年間の奉仕を行ったという主人の主張に対して、奴隷から「キターバ証書 (kitâbet-nâme) が見られた所、8年の役務を請け負い」とあるように、契約にあたって証書が作成され、その内容が争議の際に参照されていたことが確認できる⁴⁸。逆に証書がない場合についてのファトワーの言及では「主人 Z が奴隷 A に『10年役務でお前を解放する』と述べたが、解放しなければ、A は前述の言葉に従って解放となるか。—ならない」⁴⁹とし、口頭のみでの約束に法的拘束力はなかった。さらにこの契約には仲介人が存在する可能性もあり、証書がないために仲介人によって金銭的に損害を被った奴隷が存在したことからも⁵⁰、キターバ契約時における証書の重要性がわかる。

第二節 契約履行の分割・免除・解消

キターバ契約において見受け金の支払いは分割が可能である。記録の多くではどのタイミングで支払ったのかを示す記述は少ないものの、幾つかの事例では月賦も

しくは日割りで一定額を支払うケースが見られる⁵¹。また、キターバによって定められた価格を免除 (ibrâ) することで、支払うことなく解放となる場合もある。1667年の事例では、もともとの主人であった夫が死亡し、妻と嫡出の娘が奴隷を相続した後、180 クルシュを奴隷が相続人側に支払うことで解放となる条件でその奴隷と契約を結んだ。しかし、65 クルシュが手渡された後にさらなる要求で 30 クルシュ、つまり計 95 クルシュが手渡されたところで、残りの 85 クルシュを免除して解放してしまうという記述が見られた⁵²。主人の側から何らかの理由で奴隷に対して有利な条件を後から提案することは可能であったのである。別の事例では分割払いと免除を組み合わせたものもある。例えば、もともと 6000 アクチェで契約し、奴隷が主人に 1350 アクチェを支払い、残額 4650 アクチェが残った。そこで主人が 2000 アクチェを免除し、残りの 2650 アクチェを 30 日毎に 200 アクチェずつ支払い、420 日 (14 ヶ月) 以内に完済することで合意した例もあり⁵³、キターバ契約が履行されるよう柔軟な対応がなされたことがうかがえる。

しかし、それでも契約の履行ができない場合、その契約は解消 (fesh) となる。免除と解消はどちらもキターバ額を取り下げる点では共通しているが、免除が解放となるのに対して、解消ではムカータブ奴隷は再び完全な奴隷身分へと戻る。ある事例では、ムカータブ奴隷が法廷に現れて、主人の前で「私の所有者である前述のエルハッジュ・メフメトはキターバの記録から 1 年前に 48000 アクチェでキターバに切り、私も受け入れたが、現在前述の額の支払いが不可能で前述の合意を履行できないことで解消する」というように⁵⁴、解消の際には奴隷の側から申告することが望ましく、主人の側から奴隷の不利になるようなことや契約の一方的な解消をすることはできなかった。これに関するファトワーがある。

主人 Z が女奴隷 H を 4 年間自身に役務することでキターバに切った後に、女奴隷 H が主人 Z への役務を拒否し、キターバを解消すれば、主人 Z はキターバを女奴隷 H の同意によって解消し、女奴隷 H の第三者への売却をできるか。—できる⁵⁵。

ただし、上記のファトワーのように、この解消が成立するとムカータブ奴隷は元の奴隷状態に戻されるので、奴隷の所有権の譲渡・売買が再び可能となった。

以上の分割、免除、解消を概観したところでこれら一連の手順が見える事例にあたろう。1664 年の事例では、奴隷であるハサンが法廷で以下のことを述べている。

以前イスマイルの息子メフメトは自身の所有にあった奴隷ハサンを 20000 アクチェでキターバに切った。その後ハサンが 15000 アクチェを支払い 5000 アクチェも支払って自由になるところだったが、その前に主人が不正にヒュセインの息子ムスタファ・ベシエに売却した。

こうした主張に対し、事実確認のために法廷に召喚された証人は以下のように述べている。

前述の主人メフメトは前述の原告である奴隷ハサンを 15000 アクチェで契約し、前述のハサンも前述の契約を受け入れた後に、契約の額である前述の合計 15000 アクチェのうちただ 60 クルシュ（7200 アクチェ）を前述のメフメトに払い渡し、残りの支払いができず、自身に入る物品の見込みもなく、前述の契約を解消し、[主人メフメトは]前述の資格を持つ奴隷[ハサン]に返金する。私はこの案件にこの方法による証人であり、証言もする⁵⁶。

この案件では解消の際の理由として支払いの見込みがないことを述べた上で、奴隷にそれまで支払った金銭を返却している。ここから、奴隷の金銭の所有がムカータブ奴隷のみならず、元の完全な奴隷身分にも事実上認められていたことがわかる。分割でキターバの価格を支払っていることも考えると、返済の手順として、キターバ契約を結んでから蓄財を始めるのではなく、奴隷状態にありながら初めからある程度の蓄財があり、蓄財もしくは、その蓄財に加えてキターバ契約後の実入りの状況に合わせて契約の内容を取り決め、経済状況の変化に合わせて途中で契約の内容を変更していたと言えよう。その際に、免除や分割にする場合は主人の同意、また解消にする場合には奴隷の同意を以って双方が合意する必要があった。

第三節 キターバ契約の相続

奴隷が史料中に現れるのは、その奴隷が自由人になるような法的身分に関わる案件か、奴隷の所有権が別の主人へと移る場合である。その所有権の移動は売買や譲渡においてもなされるが、多くは遺贈の場合においてなされる。例えばある宰相であった主人が死亡した際に、遺贈分の確認を行った案件では「遺品のうち、11 人

の奴隷と 1 枚のクロテンの毛皮と 1 人の料理人の女奴隷」があると記録されている⁵⁷。他にも相続人の指定と遺贈分の一覧が記載された記録でも、その中に奴隷が多数見られる。その際には奴隷は残りの役務期間に合わせて一度金銭に換算された形で相続される。そのため、その際に現れる奴隷の価格は幅があり、1643 年のガラタ法廷の事例を見ると、15 人の奴隷で最小が 800 アクチェであったのに対し、最大が 6400 アクチェと 8 倍の差があった⁵⁸。また相続時には売買時と同じく所有権が移る際に課されるペンチク税も定められている⁵⁹。複数人の奴隷の相続時だけでなく、1520 年のウスキュダル法廷の事例で「故カサブ・ムスタファは前述の娘レヴハとファトマに奴隷と店の権利を 2 人に共有で与え、またファトマという娘に女奴隷を与え、いくばくかの遺産を相続することを台帳に記載した」⁶⁰とあるように、相続時にまとまった数の奴隷がおらず、一人であった場合でも記載されることがあった。

問題となるのはキターバ契約を履行中にあるムカータブ奴隷の場合である。完全な奴隷状態であれば当然、物品の一部として相続の対象となり、もし解放された自由人であれば相続の対象とはならない。しかし、ムカータブ奴隷の所有権は死亡した主人の手にありながら、一方で第三者への売却や譲渡ができない状態にある。その場合、残されたムカータブ奴隷の所有権はどうなるのだろうか。そこで、幾つかのムカータブ奴隷の相続にかかわるファトワーや事例から、ムカータブ奴隷の相続がどのような手順、思考によってなされるのかを見る必要があるであろう。1599 年のガラタ法廷には以下の事例がみられる。

以前ガラタで死亡したネビの息子レジェブという名の所有された奴隷である中背、碧眼のロシア系のアブデュッラーの息子ユスフという名の奴隷が法廷で、前述の故人にシャリーアの側から信用できる（不明）の息子ヒメット・レイスという名の者の前で告白した。「前述の故主人が私を生前、10000 アクチェでキターバに切り、[私は]7000 アクチェを手渡し残金が 3000 アクチェであったところ、前述の[相続人]ヒンメット・レイスが私を相続分に加え、売却しようとした」と述べた⁶¹。

この事例ではこの後、ヒメット・レイスが否認したが、証人によって奴隷ユスフの主張が認められ、3000 アクチェが残っていることが確認され、売却は判決によって否定されている。この事例では奴隷の最終的な身分が明示されていないため、

残されたムカータブ奴隷が相続されたのかはわからない。考えうる可能性としては、契約相手たる主人が死亡したことで契約は解除されず、契約関係が遺贈された相続人に移ったため返済の途中なので売却できないというものがある。ファトワーからも考察を加える。

あるファトワーでは「主人 Z が奴隷 A を 6 年自身への役務で解放し、奴隷 A も受け入れた後に主人 Z に 6 ヶ月役務し、後に主人 Z が死亡した場合、相続人は 5 年半の役務分の額を奴隷 A から取ることはできるか。－できる」⁶²とし、キターバ契約の相続を認め、残りの分を金銭に換算して支払うことが示されている。別のファトワーでは「主人 Z が生前、奴隷 A をある額でキターバに切り、奴隷 A も受け入れた後にキターバの額を支払わないまま主人 Z が死亡した場合、奴隷 A はキターバの額を相続人に支払うところ、相続人が受け取らず、A を奴隷にしておくか。－できない」⁶³としている。別のファトワーでは「女主人 H が女奴隷 Z に『5 年私に役務した後に解放する』と述べ、3 年間女奴隷 Z が女主人 H に役務し[その後]女主人 H が死んだならば、H への 2 年分を相続人に与え、解放となるか。－ならない」⁶⁴とあり、役務の相続が認められていない。

これら 3 つファトワーの見解は一見、キターバ契約を相続するか否かで矛盾しているように見えるが、ひとつの方針を据えて考えるとつながりが見えてくる。それはキターバ契約をできるだけその奴隷と元々の主人との間で完結させようとしていることである。キターバ契約自体の相続は可能である。しかし、もしも初めからその奴隷を相続するつもりならば、解放のための手段であるキターバ契約を結ぶことには違和感がある。また、契約する前にその相続人にあらかじめ譲渡してから契約を結んでおいた方が、相続において被相続人が死亡している状態よりも所有権の移行は行いやすいのではないだろうか。一つ目のファトワーでは金銭による清算が行われることで奴隷と相続人が手打ちにすることが想定されていた。二つ目のファトワーにおいては金銭ではなく役務の相続であり、相続人との関係が継続してしまうため、役務の相続は否定された。三つ目のファトワーでは相続人側からだけでなく奴隷の側からも相続人との関係を終わらせることができる旨の内容となっており、たとえ相続人が望んだとしてもキターバ契約を結んだ奴隷の場合、その奴隷は相続人から早々に解放されるよう働きかけることが可能であった。そしてもし、奴隷が残りのキターバ分の金銭を支払えない場合でも、奴隷は金銭さえ支払えばよいただの債権関係となり、相続人のそばに居続ける必要ななくなるのである。よって、先の法廷の案件においても、相続人に金銭支払いが残った状態であっても、すぐさ

ま残りの額を支払って解放となったとしても、その判決の意図は、相続人とムカータブ奴隷どちらかが望むならば主従の関係を終わらせるというムカータブ奴隷の相続における指針に従ってなされたと考えられよう。相続人と奴隷との間で今後の関係を続けるか否かで争いが生まれる可能性があるため、相続に関わる法廷における案件では、実際には主人の側から生前に以下の方法がとられることが多い。

ヴェリの子アリという名の者が、小麦色の肌で眉の離れた、碧眼中背の、キプロス系で右のほほに黒いほくろがあるアブドゥッラーの子ユスフという名の所有奴隷を、証書の日から3年の奉公することでキターバ契約に切った。彼も前述のキターバ契約を彼の前で受容した。前述の原告はその後、私の死の病から40日前にお前は自由であると言って、前述のキターバ契約を破棄することなく、前述の奴隷を死亡解放によって解放した⁶⁵。

以上の事例は、キターバ契約を結んだ後に死亡解放によって解放となっている案件だが、この主人の意図はこの奴隷を相続させないことにある。手続きの上ではムカータブ奴隷を、主人の死亡する40日前に死亡解放した形だが、実際には契約時、もしくは契約して病にかかってから主人が自身の死に際して解放である旨をあらかじめその奴隷と取り決めていた可能性が高い。そうして相続人との関係を排除しておくことで、奴隷は自身の解放を確実なものとすることができ、一方の主人は死の間際に奴隷の解放という善行を積むことが出来た。

第四節 ワラー権とキターバ契約の債権としての運用

第一項 ワラー権と相続

本章第一節で紹介したワラー権は法的には、解放奴隷の遺産を元主人が相続でき、元主人の遺産を解放奴隷も相続できる権利の事である。以下ではまずファトワーを用いて解放奴隷一般におけるワラー権による相続を見る。

解放奴隷の女奴隷Zが死亡し、[その女奴隷の]父を解放した主人Aを相続人にすれば、主人Aは解放奴隷Zの相続をすることができるか。—できる⁶⁶。

このファトワーでは、主人 A は以前ある奴隷を解放したが、その奴隷の娘が死亡した際に、主人 A がその娘の遺産を相続できることが示されている。

主人 Z が奴隷 A を一定額の支払いにより解放した後に、奴隷 A が死亡し、奴隷 A の妻と主人 Z の息子 B を相続指定した場合、B はワラー権から相続の機会はあるか。－ある⁶⁷。

ここでは、キターバ契約によって解放された奴隷の遺産を主人の側が相続できたことが示されている。また、同ファトワーから、このワラー権が主人の側で子供にも付与されていることが分かる。

主人 Z の奴隷 H が死亡し、奴隷 H の手にあった物品を主人 Z が得た後に主人 Z も死亡し、奴隷 H の息子 A と、娘ハディジェとルキエを相続人指定する場合、Z の相続は $2/4$ が A に、 $1/4$ ずつがハディジェとルキエになるか。－なる⁶⁸。

解放奴隷 H が死亡し、解放奴隷 H の遺産が主人 Z に相続された後に、その主人 Z も死亡した。その際に主人側の相続人がいない場合は、奴隷側の遺族が主人の遺産を全て相続するよう判断されている。解放奴隷当事者が一度、元主人に遺産を相続されたとしても、その奴隷に関する全てのワラー権が主人に移るわけではなく、その奴隷の妻および子にも主人に対するワラー権が保たれていたことが分かる。では、元主人が死亡した際に、その主人にも遺族がいた場合はどうなるのだろうか。以下のファトワーを見てみよう。

母が奴隷である解放奴隷 Z が死亡し、娘の H と Ze と Hi と、[Z の]父を解放した A の息子 B を指定すれば、相続の機会はあるか。－H と Ze と Hi に、残りを B に⁶⁹。

解放奴隷が死亡した場合、まずはその奴隷の嫡子への相続が優先され、その後に主人の相続人にあたる息子に相続されることになった。この三つのファトワーを見ると、解放奴隷の相続権は主人の、主人の相続権は解放奴隷の妻や子供にも与えられたことがわかる。つまり、主人と解放奴隷の双方が互いの相続権を当事者だけでな

く自らの子孫にも付与できたのである。

ワラー権は現金や物品を受け取る権利だけでなく、債務などの義務も相続する対象とした。また債権についても以下の事例のように同様である。

ケイバンの息子イブラヒムという名の者が法廷でこの文書の作成に至ったアブドゥッラーの息子ペルバーネという名の者の前で告白をした。「以前キターバに切ったムラトという名の私の死亡した奴隷は生前、前述のペルバーネに事実 3000 アクチェを預け死んだところ、前述[ペルバーネ]の債務が残った」と主張争った。[そこで、]仲裁者が仲介して 1300 アクチェに免除し、和解の額である 1300 アクチェを前述の所有者（ペルバーネ）から完全に手渡し、債務の免除によって免除し、今後、私または代理人から訴訟が起こされても決定が聞かれないように前述の原告に前述の方法により、事実の確認を直接、また口頭で行い、実際に書かれた⁷⁰。

以上の事例では、原告イブラヒムが被告ペルバーネに対して訴訟をおこし、かつてイブラヒム自身のムカータブ奴隷であったムラトの債権を、ワラー権に基づいてペルバーネに主張した内容となっている。債務の半額以上を免除して債務の履行を妥協したことから、この訴訟における主人イブラヒムの意図は、ムカータブ奴隷ムラトの身边を整理し、役務または金銭によって契約したものの履行されずに死亡してしまったムラトのキターバ分の穴埋めをすることにあつたと考えられる。このことから、主人と奴隷の関係は、解放後も法的につながりを持っていたことがわかる。主人にとって奴隷の所有は、使い捨てられる物品の所有と異なり、将来に亘る関係を意味していたのである。

第二項 債権としてのキターバ

キターバによって契約された金額は、前述の事例のようにムカータブ奴隷の持つ債権によって穴埋めされることもあり、実際にはキターバによる金銭契約自体、債権行為に近いものがあった。ある事例でも、金銭でキターバに切った後に「前述の額を本人が渡すことで完遂し、債務とキターバの額の内にある金銭の残りを明らかにした」⁷¹とあるように、債務とキターバが併記されていることから、この二つが近いものとして考えられていたことがうかがえる。そこで、キターバを債権として

どのように扱っていたかを検討するために、以下に事例を二つ挙げる。

まず一つ目の事例における原告は奴隷アブドゥッラーの息子イヴァズ、それに対する被告はワクフ⁷²の管財人であり国庫管理に任命されたユスフ・アーの代理人であるメフメトの息子アフメト・チェレビである。以下はその内容に続く原告イヴァズの供述である。

私は、前述の場所[エユップのエルハッジュ・ヒュスレヴ街区]に住み、法廷に不在のエスサイド・ハサン・ベイの所有された奴隷であるが、前述のエスサイド・ハサン・ベイは以前、私を 70 クルシュでキターバに切り、私も受け入れた後に[ハサンは私に]「法廷にいるイスマイルの娘サーリハという名の女性に対し、[私の]負債としてシャリーア的な方法で 70 クルシュがあるので、[私の負債]70 クルシュをお前が前述のサーリハに支払った後に、お前は私の所有から自由だ」と言って命じた。私も前述の 40 クルシュを前述のサーリハにハサンの命令に従い払い渡し、まだ残っている 30 クルシュを一度に払えないので、前述のサーリハは以前、30 日が過ぎる毎に自身[サーリハ]に 1 クルシュずつ与えることで分割し、私も前述の分割を受け入れたが、今では私は前述の額 30 クルシュを前述のサーリハに支払った後に自由人となった。しかし、前述の代理人アフメト・チェレビーが私を奴隷であるとして捕らえようとしたため、解放されることを私が求めた⁷³。

この後、証言がなされ、供述通りであることが確認された後に、イヴァズに対するアフメト・チェレビの干渉を禁じる判決が出ている。

ここで注目したいのは、主人が「法廷にいるイスマイルの娘サーリハという名の女性に負債でシャリーア的な方法から 70 クルシュあるので、70 クルシュを前述のサーリハにお前が支払った後に私の所有から自由だ」と述べて、イヴァズをキターバに切った金銭を直接サーリハへの主人の債務処理に充てるよう命じている部分である。キターバ額と債務の額が一致しており、債務が先になされていることから、このキターバ契約は明らかにサーリハへの債務の返済を目的に結ばれていたことがわかる。

二つ目の事例は、死亡した元主人オメルの子ムスタファと解放奴隷のジャフェルとの訴訟である。

(ジャフェルの) 供述で「実際に私[ジャフェル]は前述のムスタファの父前述のシェイフ・オメル74の所有する奴隷であり、[オメルは]私を 130 金貨でキターバに切り、本人[父オメル]の存命中に取られた 120 金貨もその手に渡った」と答えた後に、解放文書を差し出しその文書が確認されたところ、前述のジャフェルはムスタファの父である前述のオメル74の所有する奴隷であり、前述の方法によりキターバに切り、[その]キターバ分を払うことで自由となったことが確認できた。しかし、前述のムスタファの父であるオメルが前述のジャフェルに 50 金貨の債権があり、前述のジャフェルが前述の 50 金貨を受け取り、確保することが前述の解放証書に含まれていた。そのため前述のムスタファも前述のジャフェルから前述の 50 金貨を要求したところ、(ジャフェルは)「それも主人の前述のオメルに与え、支払った」と答え、その供述に対する証言と、その債務が履行されたことが確認された⁷⁴。

以上の事例では、故人の主人オメルが存命中に奴隷ジャフェルを 130 クルシュでキターバに切ると同時に、50 クルシュの債務を課し、キターバ分の支払いを行わせて解放にした。その後、その債権を相続人たる息子のムスタファが要求している。このような回りくどい方法をとった背景にはやはり、キターバ契約の内容を極力相続しない方針があったため、債権という形で改めて元奴隷から要求する必要があったことが考えられる。それでもオメルがこのようにした意図は、第一に奴隷ジャフェルに係るキターバ分の金銭を息子ムスタファに相続させることにあったが、それと同時に生前の解放を行うことで宗教的善行を積むことにあったのだろう。また、奴隷ジャフェルの側からしても、支払う金額は変わらず、奴隷身分から早々に解放されることで様々な法的身分を獲得することができるため、上記の契約が結ばれたのである。

このように債権として扱われるものにはワラー権75も含まれる。あるファトワーでは、ある主人が自分の奴隷ハディジェを別の主人に売却した後に、その奴隷ハディジェが死亡した際に、元の売却した主人が「ハディジェを売却したことで、ワラー権は私にある」とハディジェの相続指定に介入できるか、という想定に対して「できない」と返答している⁷⁵。このことは、ワラー権が所有権に付随する権利であり、所有権の譲与にともなって移動する権利であることを示している。

これらの想定と事実から言えるのは、奴隷を有するということは、主人にとってあたかも家族が一人増えることのようにであったということである。ただ単に使い捨ての物のように奴隷を使い続けることは、やがて来る解放後のワラー権による相続

時に相続人との間に争いを引き起こしかねず、避けるべき行為だった。むしろ、相続の在り方から考えると、奴隷であることは、その主人の子供として振る舞うことであった。ワラー権の存在は奴隷に対して解放後の主人の財産の相続を期待させ、従順にさせるという意味でも有意義なものであったのである。

第三章 奴隷の社会的・経済的自立

本章ではキターバ契約による解放について、今回の研究で利用可能なシャリーア法廷の事例を概観し、その上で解放された奴隷たちが実際にどのようにして社会的・経済的に自立していったのかを考察する。

第一節 キターバ契約の事例概要

奴隷は永遠に奴隷のままではない。主人が解放を宣言することでその奴隷は原則解放となる。解放の方法はいくつかあるが、その内のキターバ契約について、本稿で扱う事例を年代ごとに並べて示したものが表 1 であり、表 2 は男女別の出身を整理して表にしたものである。年代の幅は 1518 年から 1691 年であるが、事例が記録された法廷はイスタンブル城壁内、北側のガラタ、海峡を渡った東岸ウスキュダル、北西郊外のエユップ等である。出身別で、全 178 例を見ると、ロシア系が 68 例（約 38.2%）、ヨーロッパ系が 61 例（約 34.3%）、コーカサス系が 10 例（約 5.6%）、地中海が 4 例（2.2%）、不明等 (?) が 27 例（約 15.2%）等となっている。これは、オスマン帝国への奴隷の供給が主に地中海や黒海を通じて行われたことを示している。また、スーベルハーンが明らかにした 1570 年前後のガラタの記録の中にはヨーロッパ系が多くみられることも、わずかな例ではあるがその傾向を見て取れる。

次に、契約時の金額や役務期間の時代による変化を考えてみたい。まず図 1 は、金銭契約による金額を縦軸に、年代を横軸にとった散布図である。ここからは、時代が下るにつれて契約金額の幅が大きくなっていることがみえる。経済史家のパムクによる労働者賃金や価格の変化に関する研究では、1580 年代に価格革命によるインフレがみられ、その後は 1770 年代以降にインフレするまでの間、中期的に見れば一時的なインフレ以外、大きな変化はなかったとされている⁷⁶。よって、時代が降るにつれて、キターバ契約の対象となる奴隷が様々な職域に広がったことを示唆している。しかしながら、法廷文書の断片的情報には各奴隷がどのような仕事をしてきたのかは明記されていない。奴隷の性差に注目すると、女奴隷がキターバ契約を結ぶ事例は 31 例（全体の 17.4%）あり、主に 1592 年から見られるようになる（1592 年以降では 25.9%）。女性の契約内容をみると、契約では金銭契約（7 例）

よりも年数契約（24 例）の方が多。このことは女奴隷が男奴隷に比べて、金銭によって身受け金を支払うことが少なかったことをうかがわせる。言い換えれば、女奴隷は余暇を用いた金銭の獲得よりも主人への直接的な役務による解放が多かった。また、16 世紀末以降は女奴隷の役務を条件とした解放が進んだといえる。

図 2 は役務期間の変化を表している。ここでは時代が下るにつれて、役務期間が徐々に減少傾向にあることがわかる。特に、ウスキュダル法廷の 1520 年代の契約では 10 年以上の役務期間が目立つ。

法廷ごとに記録されている件数が年代によって異なり、ウスキュダルは 16 世紀に集中し、他は 17 世紀に多い。ただし、ガラタに関しては 16 世紀後半の事例も多くみられ、89 の事例がガラタで記録されている（50%）。しかしいずれにしてもこの事例数のみで計量的に結論を出すことは難しい。今回参照することができた法廷記録の数は限られており、またすべての法廷記録を網羅したとしても、実際に生じた全ての奴隷解放が必ずしも法廷に記録されるわけではないためである⁷⁷。主人が奴隷を単に解放する際には主人の意思が奴隷に口頭で明示されても成立し、周囲が了解さえしていれば十分であったし、そもそも奴隷が死亡した場合、そのことを法廷に伝えることはない。キターバ契約では契約を書くことがもともとの成立条件であるが、主人と奴隷が円滑な対話をしていた場合は、その都度法廷に出向いて法官と証人のもとでやり取りをする必要がない。よって、法廷に記録されているキターバ契約では、キターバ契約を履行するだけでなく、むしろその履行がなんらかの形で履行されない場合が多くみられる。そこで、計量的な外観による示唆を踏まえた上で、以下では無事契約が履行された案件に加え、問題を抱えた案件にも当たること、実際のキターバ契約による奴隷の解放がどのようにしてなされたのかを考えたい。

第二節 キターバの履行と証人

キターバの契約は主人から持ち掛け、奴隷が受け入れる形で、主人と奴隷の合意によって成立する。一度結ばれた契約は、奴隷の側からしか解消できず、主人がムカータブ奴隷の同意なくその奴隷を売却、譲渡することはできない。しかし、こうした法的な制約は、実際にはキターバ契約時に限らず主従関係において基本的に奴隷の方が劣位に置かれることから、常に順当に機能していたわけではなかった。で

は、奴隷が主人から不当な仕打ちを受けた場合には、どのような手続きによって奴隷は自身の法的な立場を主張したのだろうか。本節ではその答えとして、証人がいかに重要だったのかを論じる。まずは、契約年数を超えた役務がなされた場合の処理である。

何人かの住民が、法廷でハサンの息子ハジュ・イスマイルの遺言執行人イブラヒムの息子ピーリーの面前で主張した。「7年前、パン屋組合のケトヒュダー（同職組合を取りまとめる役職）のハジュ・イスマイルが女奴隷アブデュッラーの娘シリンを、自身の死後5年間、妻に役務することでキターバに切った。そしてその女奴隷は7年間その役務を行ったことで解放となった⁷⁸。

この事例からはまず、残された妻のために役務するといった特定の第三者への役務をキターバの契約の内容に出来たことがわかる。また、死亡したそれまでの主人との信頼関係によって結ばれたキターバ契約が、主人が代わることで反故にされている。この女奴隷がパン屋でも働いていた可能性はあるが、妻に役務していることから、少なくともキターバ契約以降は家内奴隷として役務していたと考えられる。家内奴隷として働いていた場合、主人とムカータブ奴隷間でまとまった額のやり取りは限られるので、明確な支払いの意図が希薄になり、キターバ契約も自然消滅しようとしていた。そこで、周囲の住民が助力して代理で訴訟することで奴隷自身が自らの自由を獲得することもあったのである。この時、キターバ契約を結んだことを主張するのは当事者では奴隷のみであったため、奴隷が解放を主張するには、周囲の人間関係が重要だった。次の事例は、キターバ契約を結んだ奴隷が主人の相続人によって不正に第三者へ売却され、再びその新たな主人と結んだキターバ契約の額を支払うことで解放となった事例である。ここでは多数の証人が登場する。

守護されたイスタンブールのカラマンハمام[公衆浴場]の三助である元奴隷を自認している文書の当事者であり、黒髪黒目中背ヨーロッパ系のアブデュッラーの息子ユスフという名の者がシャリーア法廷にてアイドゥンの息子ヒュセインという名の者の前で主張と申し立てを述べた。「私は、以前前述のヒュセインの父がルメリ州イスカルヤ郡オスヤ村の村民だったが死亡し、[ヒュセインの父の]相続人が前述の妻アフメトの娘ユズィレという名の女性と、嫡出で成人の娘ハリメ、嫡出で成人の息子で前述のヒュセインに限定されている前述

のアイドゥン・ベイの所有された奴隷である。前述のアイドゥン・ベイが死亡し、相続により遺産が前述のヒュセインとユズイレとハリメに移った後に、前述のヒュセインの文書を書いた日から8年前に本人の側から本人が、また前述ユズイレとハリメの側から代理人が50クルシュで私をキターバに切ったので、キターバの価格である前述の額を前述のヒュセインに完全に支払い、前述の日付から自由人になった。しかし前述のヒュセインが前述の故人の遺産の内にある奴隷であるとして、不正に私を捕えた。私から悪い手が取り除かれ、自由にされ解放されることが私の欲するところだ」と述べ、尋問と否定の後に、前述の資格を持つユスフから主張を建て証拠に証拠が求められた。

そこで証言の資格を持ち、前述の街カラマンスークの漬物屋メフメトの息子ハリル、前述のハマム仲介人であるマフムトの息子スレイマン、オスマンの息子ムスタファ、アフメトの息子オメル、ボスタンの息子アリ、アリの息子シャヒン、メフメトの息子アリという名の者達が証言のためにシャリーア法廷に出廷し、証言が求められ、「(...上記と同じ内容...) 我々はこの案件にこのように証人であり証言もする」と各々がシャリーア法廷に証言を行った。修正と確認の後に、前述の証人達の状況を尋ねるために聖なるシャリーア法廷から派遣された法官アブデュルアズィズの息子ムスタファがはじめに言及されたカラマンハマムに赴き、住民のレジェブの息子ムスタファ・ベシエ、シャーバンの息子ハサン・ベシエ、メフメトの息子ヒュセイン、コチの息子アリ・ベシエ、ムスタファの息子ヒュセイン・ベシエという名の者達から、前述の証人の内メフメトの息子スレイマン、オスマンの息子ムスタファ、アフメトの息子オメルとスイナンの息子アリ、アリの息子シャヒン、メフメトの息子アリの素性を尋ねた。その後、カラマン近くのホテル・ハイレッディン街区に行き、住民のアメフメトの息子アフメト・アーとミュエツズインバシュであるメフメトの息子メフメト・チェレビ、モスクの管理人 (kayyim) であるメフメトの息子アフメト・チェレビ、イスマイルの息子アフメト・ベシエと、法廷に指定されたモスクの管理人であるメフメトの息子アフメト・チェレビという名の者達から、前述の証人シェイフ・ハリルの素性を尋ねた。[すると]各々は前述の証人のために裁定し、証言した者達の情報があることを、前述の法官がその場で書いて、証言の公正さが受け入れられることを伝えた。共に派遣されたハリルの息子ベリー・ベシエとシャリーア法廷にやってきて、その出来事について伝え述べることで修正と確認がなされた後に、前述の証言が受け入れられた。(…) ⁷⁹

以上の事例では、法廷で証言を取った後で、法官が現地に赴き、その証人が信頼にたる人物かを確認している。まず、法廷における証人だが、ここで身分が分かるのは漬物屋を営んでいるメフメトと仲介人のスレイマンである。この仲介人はカラマンハムのような複数の奴隷を使用していた公衆浴場における人事にあたる人物であろう。詳しい事例はないが、奴隷契約の際に代理人が登場するのは第二章第一節でも触れたように、しばしばみられることだった。「修正と確認」という記述が他のキターバ契約に係わる事例では見られないことから、この証言に際して問題となったのは、それぞれの証言が完全には一致しなかったことであろう。そのために、シャリーア法廷側が公平を期すため、法官を派遣して現地で裏を取っている。その際の証人にはベシェという称号を持つ者たち、すなわちイエニチェリが複数見られる。また、ハリルは法廷では漬物屋として紹介されていたが、現地での裏取り調査ではタリーカ（神秘主義教団）の精神的指導者であるシェイフと称されていることから、その周辺に礼拝呼びかけ人であるミュエズィンバシュや、モスクの管理人といった宗教関係者が調査されている。この事例では、まず確認されるべき証書が登場しない。これは、証書がなくなったか、あるいは初めから発行されていなかったか、そして法廷でその証書が認められなかったかのいずれか場合である。キターバ契約や条件付きの解放であった場合に、奴隷の身分を保証する証書が法的に重要であったことは第二章第一節で述べたが、実際の法廷手続きでは必ずしも証書だけが身分を保証するものではなかった。むしろ、その証書が有効に機能するのはそもそも法的に資格のある証人による証言があるためであって、奴隷にとっては近所の顔見知りで信用できる人物を見つける方がよほど重要なことであった。しかし、法廷で証人となるには法廷からの承認が必要であったため、法廷における証言を確かなものにする目的で、地域社会で影響力があると思われる者達にも調査を行ったのであった。証人の重要性は商工業に従事する奴隷の以下の事例からも見て取れる。

この証書の[作成の]原因となった、眉の離れた、青い目で高い背でブロンドの髪でロシア系のアブドゥッラーの子ディラーヴェルがシャリーア法廷で、鍋屋職人の集団のうち、親方であるヒュセインの子メフメトという名の者の前で訴訟をおこして[以下のように]述べた。「以前、私は前述の親方メフメトに所有された奴隷であって、彼の財産であったが、証書の日付から4年前、3年の奉公[の約束]により[メフメトは]私をキターバ契約に切り、私も3年ずっと彼に役務し、その方法で自由人になったのだが、いまだに奴隷であるとして前述の

親方メフメトは私をおさえているので、尋ねて、解放が命じられることが私の望みですと述べたところ、[メフメトが]拒否した。前述の原告ディラーヴェルから前述の告発を証する証拠が要求されたところ、証人たり得るムスリムで前述の集団のうち、親方のヒンメトの子イリアスと親方のハリルの子メフメトという名の者たちが証言のためにシャリーア法廷に出廷し、証人喚問がなされた。「実際に前述の親方メフメトは、証書の日付から4年前に私のいるところで前述の原告ディラーヴェルを、3年私に奉公し、その後は所有状態から自由になるように」と[彼を]キターバ契約に切った。前述のディラーヴェルも3年、前述のメフメトに奉公し、その方法で生まれながらの他の自由人のように自由人になったことに[私は]証人であり、証言もします」とそれぞれがシャリーアに則って証言を行った。条件に沿って行われた後、彼らの証言が受け入れられたため、それに従って前述のディラーヴェルの解放を命じるとともに、出来事が要求により、書かれた⁸⁰。

以上の事例では鍋屋組合の親方の下にいた奴隷が、周囲の親方の証言によってキターバ契約の履行に至っている。この事例からは、主人と奴隷の関係が周知されていたことが示されているとともに、周囲の親方が必ずしも主人である親方の味方にはつかなかったことがわかる。職人の同職組合では、徒弟となる下働きから、一人前である職人、店舗を構える親方という序列があり、それぞれの親方は自身の下にいる奴隷に対しても責任があった。他の親方は、自身も奴隷を所有しているか、将来所有するとしても、奴隷の解放において、その奴隷を擁護する証言をしている。このことは親方同士の間関係によって同職組合が維持されていたことを示している。もし同じ同職組合内で、ある親方が自身の奴隷に対して不当な扱いをしている事態を別の親方が座視すれば、それを見た奴隷は自分の主人である親方に対しても不信を抱くかもしれない。逆に他の親方の不正に対して働きかけるならば、その奴隷も自分の主人を信用するだろう。実際には奴隷も、そうした主人だけでなく周囲との関係を利用して、自らの望む形を得ようとしていたのである。

第三節 自立への道程

第一項 役務による履行

キターバ契約を結んだムカータブ奴隷はどのような手段で主人に役務し、あるいは金銭を支払ったのだろうか。あるファトワーでは「主人Zが奴隷Aを4年自身に役務することで解放し、奴隷Aも受け入れることで4年主人Zに役務するところ、主人Zは奴隷Aを前述の期間でどのような方法により雇うか。一人々の間で知られている方法による」⁸¹とあり、特別の制限が設けられていないことが分かる。本節では、まず役務による契約を中心に扱い、その後で金銭による支払いについて考える。

ガラタに関しては帝国造船所 (Tersâne-i âmire) で働いていたことを示す事例がある。例えば、宮廷の奴隷 (Mîrî esir) であったパブロコロリの息子ジュヴァン・テュルコという奴隷は帝国造船所で3年間、役務について解放証書が与えられ、解放されたという事例がある⁸²。なお、この事例の承認は4人全員がアブドゥッラーの息子と表記されており、イスラームへの新改宗者である可能性が高い⁸³。また、内3人の名前に海事関係者であることを示す「Reis」がある。ここから、この解放する側にいた者達もかつては奴隷として役務し、解放された元奴隷であることがうかがえる。つまり、帝国造船所では造船事業を通じて奴隷が帝国内部に取り込まれていたのである。

1591年には「奴隷を以前、30年間宮廷のために役務し、順調にいけば1584年の月初めから5年間は宮廷の役務から外し、[その]履行の後に解放証書が与えられる」とされ、解放となった事例がある⁸⁴。ここでは政府の造船所に徴用されていた者が30年もの間、役務についていた。政府の下で長年暮らし、年老いたことで役務を免除されている。その一方で、長年仕え続けることを望まない奴隷も多かった。奴隷が長期間、同じ主人に仕え続けることに関するいくつかの事例がある。例えば主人が奴隷と法廷に来た1520年のウスキュダル法廷の事例では、主人が「奴隷 (...) を以前、12年でキターバに切ったが、[その奴隷は]1年4ヵ月役務を履行し、残り10年8ヵ月残っている」と述べ、残りの10年8ヵ月を確認している⁸⁵。このことから奴隷が12年間もの間、役務につくことが改めて法廷で承認され、問題がないとされていることがわかる。

しかし実際には、同時期の法廷事例で相当数の逃亡奴隷が存在していたことがセ

ンの研究によって指摘されている⁸⁶。今回扱った史料でも、逃亡した奴隷が住民や治安を担う役人に捕えられ、法廷に報告された後で、もとの主人に引き渡される旨の事例が見られる。また、行方不明になった奴隷の搜索を依頼する事例や、捕えて勾留していた人物に1日2アクチェ程度の扶養料（nafaka）を支払っているケースも見られる⁸⁷。そもそも、一定期間の役務でキターバに切る場合、主人にとっては「逃亡と反逆をしないことを役務の見返りにキターバ切った」ということになっていたし⁸⁸、奴隷にとっても金銭での解放のような成果に基づかない確実な解放を得るようとしていたはずである。

ところが、同時期の1520年代の事例では10年の役務でキターバ契約を結んでからわずか6ヶ月で解消に至ったケースも見られ⁸⁹、「履行が不可能であり」「前述の年月、役務が果たせずキターバの解消」と10年を超えるような役務を条件とするキターバ契約はしばしば不履行に終わる状態にあった。また、事例の中には「ユスフの息子マフムト・ケトフユダーが奴隷アブデュッラーの息子イスケンデルに12年を課し、キターバ証書に記載されたところ、9ヶ月以上役務をしていたことが分かった後に、[主人の]ユスフの息子マフムトが[奴隷イスケンデルに]解放証書を与える」とキターバ契約を結んだ後で早々に解放してしまう事例も見られた⁹⁰。さらに、1520年のウスキュダル法廷の事例で、はじめ13年間の役務でキターバ契約を結んだ後に、3年が経過してから役務年数の削減交渉を行った結果、やはりそのまま残りの10年間も役務を継続する旨が確認されたように、契約途中の削減を提案するムカータブ奴隷もいた。こうした事態に際して、同時期に興味深いファトワーが出されている。

主人Zが30年所有した奴隷Aを解放せず売却を望んだところ、奴隷Aが「9年以上奴隷状態にされず、私は30年役務することで自由となっている」と述べ、従わないことは可能か。—できない。しかし奴隷を9年用役させた後には推定される自由となるのであって、しない場合は解放を望む恩恵ある者に売却すること⁹¹。

このファトワーでは、9年以上奴隷にある者を解放することが義務ではないものの、推奨されている。この数字がどのような経緯で基準とされたのかは、法廷記録やファトワー集から明確なことは言えないが、当時、次第に作られていった慣習に追随する形で現実的な判断がなされたと考えられ、実際に16世紀後半からは10年を

超える役務期間の契約は法廷文書にほとんど見られなくなった。17 世紀の法廷文書の記録におけるキターバ契約の解消は、金銭によるキターバ契約で主に見られるようになる。これは、高い支払いを要求する契約では、長期間の役務の代わりに金銭による契約が増加したことを示していよう。

第二項 金銭による履行

上記のファトワーで示されている奴隷を解放しない場合に第三者へ売却することは、奴隷を購入した際の資金を主人が回収することを想定して出されたことが考えられる。奴隷の価格は決して安くはない。特に金銭の支払いによるキターバ契約は、奴隷購入に掛かった費用を補填する意図で行われたと考えられる。では、主人側がその資金を回収しようと意図するのはどのような時だろうか。一つは主人が別の新しい奴隷の購入を考えているときである。しかし、事例の中には主人が死亡したために遺族が資金を要求したものが多くみられる。

ウスキュダル郡に居住し、100 フローリン金貨[分]を寄進し、[聖地]巡礼の途上で行方知れずとなったアブデュッラーの息子エルハジュ・メフメトのワクフの管財人であるアブデュッラーの息子アリが、シャリーア法廷で告白した。「前述のエルハジュ・メフメトは聖都[メッカ]へ出立した際に、奴隷のイスケンデルという名の奴隷をミュデッベル（死亡解放）奴隷にして、カラギョズという名の奴隷を 6000 アクチェでキターバに切った。[その後メフメトが行方不明となったので、]前述のムカータブ奴隷を売却し、ミュデッベル奴隷の者に解放証書を与える」という旨の告白が、前述の者の妻であるヘスナ・ハトゥンの要求によって法廷の記載とされた⁹²。

この事例では、主人は寄進や巡礼を行えることから裕福であったことかうかがえる。しかし、巡礼の途中で行方不明になってしまい、残された妻は財産を保留にし続けることが出来なくなったために、財産整理と現金を回収する目的で、維持費のかかる奴隷を手放すことにした。ムカータブ奴隷にしてもすぐに支払いができなかったために、売却へと踏み切ったのだろう。この妻ヘスナは夫のワクフの管財人をしていたアブデュッラーの息子アリという人物に対して「2000 アクチェを前述のアリから取り確保する」と述べ⁹³、あるいは第三者に夫のワクフの一部を貸し出すだけ

でなく⁹⁴、家も貸し出しており⁹⁵、資産の運用で差し迫った状況であったことがうかがえる。

また、第二章のキターバ契約の免除に関して挙げた、相続人によるキターバ契約の免除や減額は、主人の遺族が特に女性たる妻や子供であり、前記のヘスナのように大きな資産を抱えていない場合には、生活の糧を確保するためにより切実であった。ある事例では、主人が死亡した後、相続人が未成年のため、後見人の女性が奴隷を 30000 アクチェでキターバ契約に切った。後見人がその金銭を受取り、その後成人の後に相続人が 28000 アクチェを受取り、残りの 2000 アクチェは免除となり、その奴隷は解放された、とある⁹⁶。この事例では、遺族である未成年者の費用を工面するために奴隷をキターバに切る形で金銭を獲得しようとした。

奴隷にとって金銭で契約することのメリットは、その金銭を支払いさえすれば短い期間で解放され得る点にある。金銭の支払いによるキターバ契約の場合は、直接、契約に記された人物に役務をするとは限らない。しかし、普段主人への役務をしている奴隷が、その日のうちの余暇だけで奴隷一人分の金額を稼ぐことは難しいと考えられるので、まとまった期間を他へ出稼ぎに向かうことが現実的である。このことに関して 1525 年の事例では、奴隷が改宗する事例が見られる。

サマンドュル村のムカータブ奴隷アブデュッラーの息子イスケンデルがシャリーア法廷でテュルハンの息子アリの前で、(...) 主人がお前に割礼の時に 1 年を与えた。そして前述の者の前で確認し、その要求によって法廷の記載がなされた⁹⁷。

この改宗の際、1 年間の自由が主人から奴隷に与えられている。一定期間の余暇を奴隷に認める案件は決して多くはないが、実際には主人の下を離れて活動することも十分可能であった。

フルシードという女奴隷がダーヴドの息子スレイマンとシャリーア法廷に参上し、前述のフルシードが証言と告白を行った。「6 年役務を 1000 アクチェで同意し、役務した。今や 203 アクチェを支払い、残り 797 アクチェが残った」と述べ、スレイマンの面前で確認し、記録された⁹⁸。

この事例からは女奴隷が他へ出向いて数年間の役務について、稼ぎを得ていたこと

がわかる。その具体的な仕事の内容はわからないものの、主人への直接の役務以外で金銭を稼ぐことが可能であったことが分かる。こうして稼いだ金銭を主人に支払うことで自身を解放していた。

キターバ契約では見請け金を一括で支払ったと考えうる事例もあるが、多くで分割払いを行っている。

アリ・ベイの息子ムスタファ・チェレビが法廷でこの中背で眉の間が広いロシア出身のシャブシュという名の所有された奴隷の面前で告訴と告白を行った。「以前、前述のシャブシュはキターバの記録から 10 年前に 375 クルシュでキターバに切ったが、現在前述の額 375 クルシュを完全にその手から確保した日に前述のシャブシュは自由となり、ワラーの他に権利は何も残らなかった」と述べ、実際に書かれた⁹⁹。

この記録からは 10 年間で 325 クルシュを支払う期限付きの支払いが示されている。この期間で奴隷が無事に金銭を支払うことが出来るということは、奴隷が自らの働きで継続して生活の糧を稼ぐことが出来るようになっていくということである。しかし、役務の契約の場合は金銭での契約とは様子が異なる。まずはファトワーを参照する。

主人 Z は奴隷 A を役務でキターバに切り、奴隷 A がその 5 年間ある程度の稼ぎを得た場合、現在奴隷 A が命じられたその 5 年の役務を履行し解放が確かなところ、主人 Z は奴隷 A が稼いだ物品をその所有から取ることが出来るか。—できる¹⁰⁰。

以上のように、役務としてキターバに切った場合は金銭での契約とは異なり、ムカータブ奴隷であっても獲得した物品の所有権は主人に属するとされた。もともと奴隷の所有権は、あるファトワーで「主人 Z の奴隷 A の獲得した物品は主人 Z のものか?—[主人 Z の物]である。」¹⁰¹とあるように、主人に帰するものであった。それを金銭契約の場合は事実上、ムカータブ奴隷の稼ぎとして認め、その支払いによって間接的に物品相当を受け取るようになっていた。つまり、役務による契約状態では奴隷は主人の手足のように使用人として活動していたのに対して、金銭での契約は代理人として、より自立した活動が想定されていた。わざわざ主人が奴隷との関係

に合わせて、上記のように役務と金銭契約を使い分けて解放していたのはなぜだろうか。それは、解放後に奴隷との関係が続くこと以外にも、元主人が解放奴隷の行為ゆえに損害を被る可能性があったからである。

主人 Z の解放奴隷 A が第三者 B からある額で物品を購入し取得した後で、前述の額を支払わず、物品も消費し手元にない場合、第三者 B が主人 Z に「前述の額を支払い、解放奴隷 A の判断なく売却し、お前から前述の額を受け取る」と言うことはできるか。—できる¹⁰²。

上記のファトワーでは、解放奴隷であってもワラー権によって元奴隷の債務を主人が保障しなければならなかったことを示している。これは、ワラー権が第二章第三節でみたように主人と奴隷間での相続を認める権利であるために、認められている。相続の際には遺産だけでなく債務も相続することがあったため、奴隷の責任はたとえ解放後であっても主人に残ったのである。金銭契約によるムカータブ奴隷は一時的な投資のために、返済時や返済後に第三者への債務を負うことがある。金銭による契約は、役務による契約よりも経済的自立を促す代わりに、主人にリスクのある契約であった。奴隷はいずれ解放となる。そしてその後もワラー権によってつながり続けることは、主人が解放後のリスクを考慮し、奴隷に対して解放となった後も経済的に自立できるよう働きかけることも意味していた。

第三項 奴隷の自立と社会への参入

ではこれらを踏まえた上で、奴隷の自立はどのような経緯でなされていたのだろうか。奴隷の解放と店舗経営に関する事例をみてみよう。一つ目の概要は、主人イナイェットユラー・エフェンディの息子サーリフ・チェレビが奴隷アブデュッラーの息子ケイヴァンと7年前に7000アクチェで契約し、履行されたためにムカータブ奴隷ケイヴァンが解放となった¹⁰³というものだった。これに関連した案件も次に見よう。

サーリフ・チェレビは「ケイヴァンにキターバの記録から5年前に[私の]所有する店内の銀のカップとヤカンと我々の間で知られているいくつかの物品を4000アクチェで売却し、譲渡し、前述の額を要求したところ、我々の間で多

くの争いと敵意が事実あった。現在、和解の要求により仲介人を仲介させ、妥協点の 600 アクチェで和解した所、私も前述の和解を受け入れ、和解額である前述の額 600 アクチェを前述のケイヴァンの手から完全に取得して確保し、前述の案件に関する宣言の内、前述のケイヴァンの債務をすべて免除することで説得し、今後は宣言し要求しない」としたことが前述の案件と同日になされた¹⁰⁴。

この事例では 7 年前に金銭の支払いによってキターバ契約を結んだムカータブ奴隷が、5 年前に主人といさかいを起こしていることが記されている。主人のサーリフが奴隷ケイヴァンに店内の物品を渡した際に、4000 アクチェを取ろうとしたために、ケイヴァンにはこの時点でキターバ分と合わせて 11000 アクチェの負債を抱えることとなったのである。また、この争議には仲介人が存在していることから、奴隷ケイヴァンは元々サーリフの下で働いていたが、キターバ契約を機に店舗の経営を任されて主人の下を離れていることがわかる。そして主人サーリフは、キターバ契約が切れた後にその店舗経営をケイヴァンに完全に任せ、その店舗の不動産収入等を期待したと考えられ、奴隷が主人の下を離れて次第に自立していく様子が垣間見える。

しかしながら、こうした独立は奴隷の孤独を意味しなかった。奴隷が解放となることで奴隷であった時に属していた集団に自由人として参入していく様子が見える事例もある。

ハスキョイの諸街区のうち、キレミトチ・アフメト・チェレビ街区の住人である親方メフメトの子ヒュセイン・チェレビという名の者がシャリーア法廷で、キターバ契約を結んでいる奴隷で、この中背で眉の離れた、青い目で金髪でロシア系のアブドゥッラーの子ハサンの面前で告白し、述べた。「前述の特徴で説明されたハサンを、[私が]文書の日付から 2 年が完了するまで大工の技術を教え、私もいとまを与える条件で私に役務する方向で再びキターバ契約に切った。前述の期間が満了した際、前述のハサンは他のもともとの自由人のように自由になる」と述べて、前述のハサンも前述のキターバ契約を受容し、必要な役務に勤め切ることを約束したため、出来事が要求により、書かれた¹⁰⁵。

この事例では、役務によるキターバ契約の期間中に、主人である親方ヒュセインが

大工の技術をムカータブ奴隸ハサンに教える旨が記されている。これは単なる年数役務だけでは自活に繋がらないため、技術を習得することで経済的な自立を促していた。さらに、同じ業種内で自分の解放奴隸を働かせることで、同職組合内での紐帯をつくる意図でなされたと考えられる。同職組合は基本的に新参者の参入に対して消極的であった。しかし 16、17 世紀のイスタンブルにおいては、奴隸の参入が見られる。奴隸の解放は、その奴隸が社会的、経済的に自立できるよう図られる中で都市の商工業者にも溶け込んでいくだけでなく、同職組合の一端を担う意味でも重要であった。

おわりに

本稿では、奴隷の解放、特にキターバ契約がどのように運用されることになっていったのか、また当時の社会でどのように運用されていたのかを考察してきた。イスラームにおいて奴隷は元来、所有権を主人に握られ、主人の意思で売買・譲渡された。しかし、主人は奴隷を扶養する義務を有し、所有してから9年以内を目処に自身の奴隷を解放することが推奨されていた。無条件の解放や死亡解放契約など、いくつかの方法が奴隷の解放にはあったが、キターバ契約を結んだ奴隷は、自身の身受け金か一定期間の役務を主人に提供することで解放となった。金銭支払いでは奴隷は事実上、財産を持ち、奴隷の稼ぎによって財産を支払う際には分割や免除といった配慮がなされ、奴隷本人の努力によって支払いを急ぎ、奴隷期間を縮めることも可能であった。役務の提供は、家内奴隷のような主人に直接役務する性格を持っていたが、同時に奴隷が主人から技能を学ぶ機会を得ることもできた。キターバ契約は、一度契約を結ぶと主人はその契約を破棄できず、ムカータブ奴隷の所有権を他者に渡すこともできないとされた。また、相続においてもできる限り元の主人とだけ関係が完結するよう法廷でも判断される傾向にあった。解放奴隷となった後も、すぐに元の主人との関係が途切れるわけではなく、ワラー権という緩やかな庇護-被庇護の関係が続くとともに、互いに相続権を有する状態にあった。これらの意味で、イスラームにおける主人と奴隷の関係は、親と子の関係に似たところがあった。奴隷の債務は解放後に負ったものであっても元の主人が保障することもあったし、解放奴隷は相続の上では嫡出子の次に相続権が認められる存在であった。

しかし解放されるにあたって、奴隷は主人だけを当てにしていたわけではない。奴隷の解放では、証書の作成にあたって証人の存在が不可欠であった。奴隷の証人となれる自由人は主に近所の顔見知りや職務上の関係者であった。キターバ契約では、単にその奴隷が経済的に自立出来るようになるだけでなく、解放にあたってその奴隷が自由人との社会的なつながりを持つことで、社会的にも自立した自由人となることができた。自立する際には時に主人の店舗を任され、時に自由人として職人組合に参入することになることもあった。キターバ契約を考察することで、奴隷が次第に地元社会に適合し、自身の自立を促し、社会に参入していく姿が浮かび上がってきたといえよう。

表 1 キターバ契約の一覧

ヒジュラ暦	西暦	法廷	出身地	性別	契約金額	契約年数
924	1518	ウスキュダル	チェルケス			7
924	1518	ウスキュダル	ロシア			7
924	1518	ウスキュダル	?			?
924	1518	ウスキュダル	ロシア			11
924	1518	ウスキュダル	?			9.5
925	1519	ウスキュダル	ロシア			10
925	1519	ウスキュダル	ロシア			14
925	1519	ウスキュダル	ロシア			10
925	1519	ウスキュダル	?		7,000	
926	1520	ウスキュダル	ロシア			12
926	1520	ウスキュダル	?			13
926	1520	ウスキュダル	?			1
927	1521	ウスキュダル	ボスニア			9
942	1536	ウスキュダル	?			8
942	1536	ウスキュダル	?		2,240	
957	1550	ウスキュダル	?			8
970	1563	バラット	?	女	3,700	
970	1563	バラット	アルバニア		8,500	
971	1564	ウスキュダル	?			6
971	1564	ウスキュダル	?		6,000	
971	1564	バラット	エチオピア	女		6
983	1575	ガラタ	ハンガリー			0.5
983	1575	ガラタ	ポーランド		5,500	
983	1575	ガラタ	フランク		7,000	
983	1575	ガラタ	ジェノヴァ		7,000	
983	1575	ガラタ	フランク		4,500	
983	1575	ガラタ	ロシア		,	2
983	1575	ガラタ	フランク			7
983	1575	ガラタ	?	女	4,000	
983	1575	ガラタ	ロシア		8,000	

985	1577	ガラタ	ロシア			9
985	1577	ガラタ	ジェノヴァ		125 ジェノヴァ金貨	
985	1577	ガラタ	ハンガリー			2
985	1577	ガラタ	フランク			3
985	1577	ガラタ	キプロス		3,000	
985	1577	ガラタ	フランク			3
985	1577	ガラタ	フランク			3
985	1577	ガラタ	ロシア		5,000	
985	1577	ガラタ	アブバジア		9,000	
985	1577	ガラタ	ロシア		7,000	
985	1577	ガラタ	フランク			4
985	1577	ガラタ	スペイン			4
985	1577	ガラタ	フランク			4
986	1578	ガラタ	キプロス			3
986	1578	ガラタ	?		8,000	
987	1579	ウスキュダル	フランク			4
987	1579	ウスキュダル	ロシア			10
987	1579	ウスキュダル	ポーランド			8
987	1579	ウスキュダル	ポーランド		5,000	
987	1579	ガラタ	?		7,000	
988	1580	ウスキュダル	ハンガリー			9
988	1580	ウスキュダル	Alob (?)		6,000	
988	1580	ウスキュダル	ポルトガル			7
988	1580	ウスキュダル	ロシア			8
991	1582	ウスキュダル	ロシア			6
991	1582	ウスキュダル	ロシア			6
991	1582	ウスキュダル	ロシア			6
991	1582	ウスキュダル	ロシア			6
993	1583	バブ	キプロス			6
993	1583	バブ	ロシア			6
998	1590	ガラタ	スペイン		?	

998	1590	ガラタ	フランク		9,000	
998	1590	ガラタ	フランク		7,000	
998	1590	ガラタ	ロシア		5,000	
998	1590	ガラタ	?			5
998	1590	ガラタ	?			5
998	1590	ガラタ	ロシア			5
998	1590	ウスキュダル	?		2,200	
999	1591	ガラタ	?		10,000	
999	1591	ガラタ	ロシア		10,000	
999	1591	ガラタ	モロッコ		15,000	
1000	1592	ガラタ	フランク			4
1000	1592	ガラタ	フランク			5
1000	1592	ガラタ	ポルトガツ			6
1000	1592	ガラタ	フランク			4
1000	1592	ガラタ	フランク			5
1000	1592	ガラタ	フランク			5
1000	1592	ガラタ	フランク			4
1000	1592	ガラタ	フランク			4
1000	1592	ガラタ	スペイン			5
1000	1592	ガラタ	フランク			1
1000	1592	ガラタ	フランク	女		?
1000	1592	ウスキュダル	?	女		?
1000	1592	ウスキュダル	ロシア		136 クリミア金貨	
1002	1594	ルメリ	ロシア	女		1
1003	1595	ルメリ	ロシア		2,880	
1005	1597	ガラタ	?			7
1006	1598	ガラタ	モルドヴァ		13,000	
1006	1598	ガラタ	ロシア	女	5,000	
1006	1598	ガラタ	?		12,000	
1006	1598	ガラタ	フランク			7
1006	1598	ガラタ	グルジア	女		5
1006	1598	ガラタ	フランク			7

1006	1598	ガラタ	フランク			6
1006	1598	ガラタ	モルドヴァ			6
1006	1598	ガラタ	ワラキア		8,000	
1006	1598	ガラタ	ワラキア		8,000	
1006	1598	ガラタ	ロシア		15,000	
1007	1599	ガラタ	モロッコ		10,000	
1007	1599	ガラタ	フランク			7
1007	1599	ガラタ	フランク			6
1007	1599	ガラタ	フランク			7
1007	1599	ガラタ	フランク			3
1007	1599	ガラタ	フランク			7
1007	1599	ガラタ	ロシア		10,000	
1015	1606	ガラタ	ワラキア			3
1015	1606	ガラタ	?			3
1015	1606	ガラタ	?			3
1015	1606	ガラタ	フランク			3
1016	1607	ガラタ	フランク	女		3
1016	1607	ガラタ	ワラキア			5
1016	1607	ガラタ	ハンガリー	女		5
1016	1607	ガラタ	ハンガリー			3
1016	1607	ガラタ	ワラキア			6
1016	1607	ガラタ	モロッコ	女		7
1023	1614	ガラタ	ロシア			5
1023	1614	ガラタ	モロッコ			3
1027	1618	イスタンブル	ロシア	女		3
1027	1618	イスタンブル	ハンガリー		3,000	
1029	1620	エユップ	ロシア	女	9,000	
1047	1638	エユップ	ロシア	女		9
1047	1638	エユップ	ロシア	女		9
1047	1638	エユップ	ロシア	女		4
1047	1638	エユップ	ロシア	女		5
1048	1639	ハスキョイ	Koroniyyet	女		3

1048	1639	ハスキョイ	Koroniyyet			5
1048	1639	ハスキョイ	?	女		3
1049	1640	ハスキョイ	グルジア		16,450	
1050	1641	ガラタ	ロシア		16,000	
1053	1644	ガラタ	ロシア		6,000	
1059	1649	ルメリ	グルジア		6,000	
1065	1655	エユップ	グルジア	女		1
1066	1656	エユップ	グルジア	女	33,600	
1073	1663	イスタンブル	ロシア			6
1073	1663	ガラタ	ロシア		3,000	
1073	1663	ガラタ	ロシア		30,000	
1073	1663	ガラタ	ロシア			3
1073	1663	ガラタ	ロシア	女		7
1073	1663	ガラタ	ロシア		65,000	
1073	1663	ガラタ	ロシア		18,000	
1073	1663	ガラタ	ロシア		5,000	
1073	1663	イスタンブル	ロシア	女		4
1073	1663	エユップ	ロシア			1
1073	1663	ガラタ	ロシア		6,000	
1073	1663	ガラタ	ロシア			0.6
1073	1663	ガラタ	ワラキア		30,000	
1074	1664	イスタンブル	(自由人)	女	8,000	
1074	1664	イスタンブル	フランク		30,000	
1074	1664	イスタンブル	フランク			3
1074	1664	エユップ	?	女	16,000	
1074	1664	エユップ	ロシア		20,000	
1077	1667	バブ	ハンガリー		21,600	
1077	1667	イスタンブル	フランク			2
1077	1667	バブ	ロシア		21,600	
1081	1671	エユップ	ロシア	女		5
1085	1675	ハスキョイ	ハンガリー	女		5
1085	1675	ハスキョイ	ロシア	女		8

1086	1676	ハスキョイ	ロシア		39,000	
1087	1676	イスタンブル	マルタ		7,200	
1087	1676	イスタンブル	ロシア			1
1087	1676	イスタンブル	グルジア		15,000	
1089	1678	ハスキョイ	ロシア	女		5
1090	1679	ハスキョイ	ロシア			2
1090	1679	ハスキョイ	ロシア	女		8
1090	1679	エユップ	グルジア		22,000	
1090	1679	ハスキョイ	ロシア	女		2
1090	1679	エユップ	ロシア			3
1090	1679	エユップ	グルジア			1
1090	1679	エユップ	ユダヤ			1
1090	1679	エユップ	モルドヴァ		8,400	
1091	1680	エユップ	ロシア		27,500	
1097	1686	バブ	ロシア		48,000	
1097	1686	バブ	?		?	
1097	1686	バブ	ポーランド			3
1097	1686	バブ	ロシア		3,600	
1097	1686	バブ	ロシア			1.5
1102	1691	バブ	ロシア			1
1102	1691	バブ	ロシア			15

表 2 キターバ契約の男女別の出身地

	ロシア	ヨーロッパ	コーカサス	地中海	?	その他	計
男	65	46	7	4	22	3	147
女	3	15	3	0	5	2	31
計	68	61	10	4	27	5	178

図 1 キターバ契約の契約金額

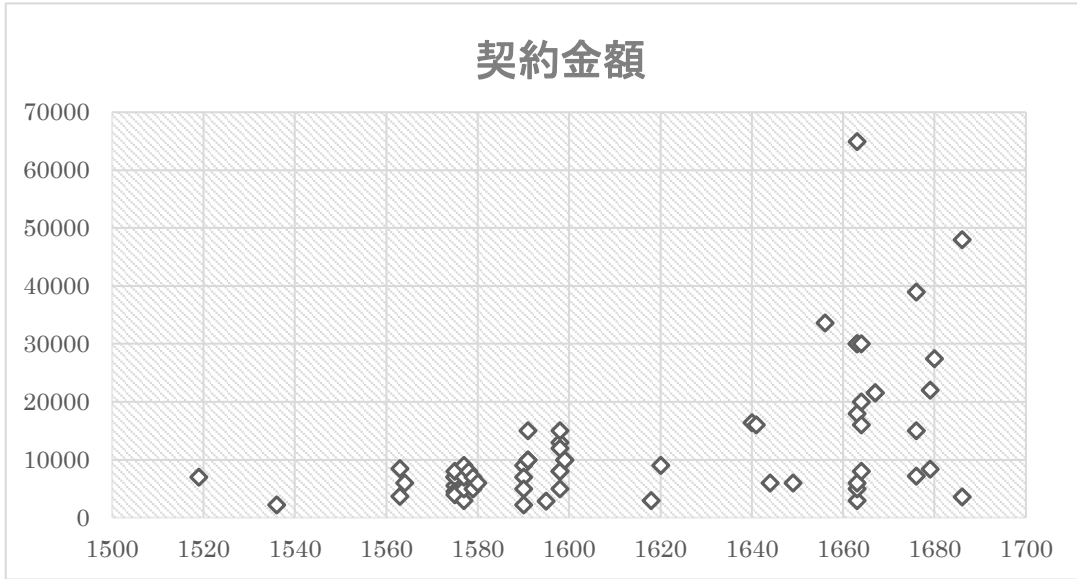
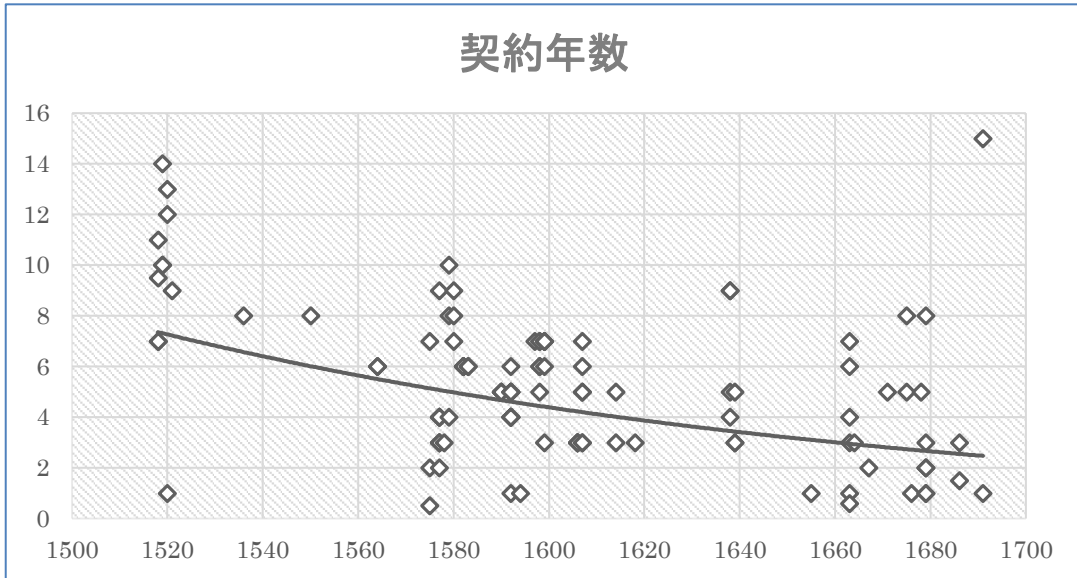


図 2 キターバ契約の契約年数



《一次史料》

- H. Necâti Demirtaş (haz.), *Açıklamalı Osmanlı Fetvâları: Fetâvâ-yı Ali Efendi, Çatalcalı Ali Efendi(1674- 1686)*, Cild-i Evvel, İstanbul, 2014.
- H. Necâti Demirtaş (haz.), *Açıklamalı Osmanlı Fetvâları: Fetâvâ-yı Ali Efendi, Çatalcalı Ali Efendi(1674- 1686)*, Cild-i Sâni, İstanbul, 2014.
- Kaya, Süleyman, *Fetâvâ-yı Feyziye: Şeyhülislâm Fetvullah Efendi*, Osmanlı Hukuk ve Toplum 2, İstanbul, 2009.
- Kaya, Süleyman vs. (haz.), *Behcetü'l-Fetâvâi: Şeyhülislam Yenişehirli Abdullah Efendi*, Osmanlı Hukuk ve Toplum 3, İstanbul, 2011.
- Kaya, Süleyman vs. (haz.), *Netîcetü'l-Fetâvâ: Şeyhülislam Fetvaaları*, Osmanlı Hukuk ve Toplum 6, İstanbul, 2014.
- Pehlul Düzenli (haz.), *Ma'rûzât: Şeyhülislam Ebssuûd Efendi*, Osmanlı Hukuk ve Toplum 4, İstanbul, 2013.
- Yılmaz, Coşkun, ed., *İstanbul Kadı sicilleri*, İSAM, (vol.1-23, 25-40), İstanbul, 2010-2012.

《参考文献》

- Agmon, Iris and Shahr, Ido, "Urban Real Wages around the Eastern Mediterranean in Comparative Perspective, 1100-2000", *Research in Economic History*, Vol. 23, Elsevier, pp.209-228, 2005.
- Encyclopaedia of Islam, new ed., vol1, A-B
- Erdem, Y Hakan, *Slavery in the Ottoman Empire and its Demise, 1800-1909*, Macmillan Press, NewYork, 1996.
- Ergene, Boğaç A., *Local Court, Provincial Society and Justice in the Ottoman Empire: Legal Practice and Dispute Resolution in Çankırı and Kastamonu (1652-1744)*, Leiden: Brill, 2003.
- Ferenc, Szakály, "The Ransom of Ali Bey of Koppány the Impact of Capturing Slaves on Trade in Ottoman Hungary," Dávid, Géza, Fodor, Pál. ed., *Ransom Slavery along the Ottoman Borders (Early Fifteenth - Early Eighteenth Centuries)*. Leiden: Brill, pp.93-114, 2007.
- Fisher, Alan, "The sale of slaves in the Ottoman Empire: markets and state taxes on slave sales, some preliminary considerations," *A Precarious Balance:*

Conflict, Trade, and Diplomacy on the Russian-Ottoman Frontier, Istanbul, pp.77-104, 1999.

Géza, Dávid, "Manumitted Male Slaves at Galata and Istanbul around 1700," Géza, Dávid, Fodor, Pál. ed., *Ransom Slavery along the Ottoman Borders (Early Fifteenth - Early Eighteenth Centuries)*. Leiden: Brill, pp.183-192, 2007.

Jenning, Ronald, "The Judicial Registers (ŞerîMahkeme Sicilleri) of Kayseri (1530-1630) as a Source for Ottoman History," PhD. dissertation, University of California, Los Angeles, 1972.

İnalçık, Halil, "Capital formation in the Ottoman empire," *Journal of Economic History*, 29/1, pp.97-140, 1969.

Jenning, Ronald, "The Judicial Registers (ŞerîMahkeme Sicilleri) of Kayseri (1530-1630) as a Source for Ottoman History," PhD. dissertation, University of California, Los Angeles, 1972.

Karataş , Ali İhsan, "Bursa Şer'iyeye Sicilleri Işığında Osmanlı Devleti'nde Köleliğe bir Bakış," *İstems*, p137-164, 2007.

Pamuk, Şevket, "Urban Real Wages around the Eastern Mediterranean in Comparative Perspective, 1100-2000", *Research in Economic History*, Vol. 23, Elsevier, pp. 213-32, 2005.

Sahillioğlu, Halil, " Slaves in the social and economic life of Bursa in the late 15th and early 16th centuries," *Turcica* 17, pp.43-112, 1985.

Sak, İzzet, "Şer'iyeye Sicillerine Göre Sosyal ve Ekonomik Hayatta Köleler," PhD diss., Selçuk University, 1992.

Seng, J. Yvonne, "Fugitives and factotums: slaves in early sixteenth-century Istanbul," *JESHO* , vol 34, 136-169, 1996.

-----, "A liminal state: slavery in sixteenth-century Istanbul," Shaun Marmon, Shaun E., ed., *Slavery in the Islamic East*, Markus Wiener Publishers, Princeton, pp.25-42, 1999.

Sobers-Khan, Nur, "Slaves without shackles: Forced labour and manumission in the Galata court registers, 1560-1572," PhD diss, University of Cambridge, 2012.

Toledano, Ehud R., *The Ottoman Slave Trade and Its Suppression 1840-1890*, Princeton University Press, Princeton, 1983.

Vitkus Daniel, ed., *Piracy, Slavery, and Redemption: Barbary Captivity Narratives from Early Modern England*, Nabil Matar, New York, 2001.

Wael b. Hallaq, "The qādī's dīwān (sicil) before the Ottomans," BSOAS, LXI/3, 1998.

Wilkins, Charles L., "Masters, Servants and Slaves: Household Formation Among the Urban Notables of Early Ottoman Aleppo," Woodhead, Christine, ed., *The Ottoman World*, Routledge, London, 2012.

-----, "Masters, Servants and Slaves: Household Formation Among the Urban Notables of Early Ottoman Aleppo," Woodhead, Christine, ed., *The Ottoman World*, Routledge, London, pp.291-306, 2012.

Zilfi, Madeline C., *Women and Slavery in the Late Ottoman Empire*, Cambridge University Press, New York, 2010.

井筒俊彦（訳）『コーラン』岩波書店、1957。

大河原知樹「イスラーム法廷と法廷史料」『記録と表象：史料が語るイスラーム世界』林佳世子、榊屋友子（編）、東京大学出版会、pp.143-170、2010。

清水和裕『イスラーム史のなかの奴隷』山川出版社、2015。

パターソン・オルランド、奥田暁子（訳）『世界の奴隷制の歴史』明石書店、2001。

柳橋博之『イスラーム財産法の成立と変容』創文社、1998。

柳橋博之『イスラーム財産法』東京大学出版会、2012。

ロナルド・シーガル、設楽國廣（監修）『イスラームの黒人奴隷』明石書店、2007。

ロベール・マントラン、小山皓一郎（訳）『トルコ史』、白水社。1982。

-
- ¹ 例えば、バルカンのキリスト教徒の子弟を徴用したデヴシルメ制度。ロベール・マントラン、小山皓一郎（訳）『トルコ史』、白水社、1982年。
- ² Daniel Vitkus, ed., *Piracy, Slavery, and Redemption: Barbary Captivity Narratives from Early Modern England*, Nabil Matar, New York, 2001.
- ³ Hakan Y Erdem, *Slavery in the Ottoman Empire and its Demise, 1800-1909*, Macmillan Press, New York, 1996.
- ⁴ Szakály Ferenc, "The Ransom of Ali Bey of Koppány the Impact of Capturing Slaves on Trade in Ottoman Hungary," Géza Dávid, Pál Fodor, ed., *Ransom Slavery along the Ottoman Borders (Early Fifteenth - Early Eighteenth Centuries)*. Leiden: Brill, pp.93-114, 2007.
- ⁵ Halil İnalçık, "Capital formation in the Ottoman empire," *Journal of Economic History*, 29/1, pp.97-140, 1969. ; Ronald Jennings, "The Judicial Registers (ŞeriMahkeme Sicilleri) of Kayseri (1530-1630) as a Source for Ottoman History," PhD. dissertation, University of California, Los Angeles, 1972.
- ⁶ Halil Sahillioğlu, "Slaves in the social and economic life of Bursa in the late 15th and early 16th centuries," *Turcica* 17, pp.43-112, 1985. ; İzzet Sak, Şer'iye Sicillerine Göre Sosyal ve Ekonomik Hayatta Köleler, PhD diss., Selçuk University, 1992. ; Alan Fisher, "The sale of slaves in the Ottoman Empire: markets and state taxes on slave sales, some preliminary considerations," *A Precarious Balance: Conflict, Trade, and Diplomacy on the Russian-Ottoman Frontier, Istanbul*, pp.77-104, 1999. ; Charles L. Wilkins, "Masters, Servants and Slaves: Household Formation Among the Urban Notables of Early Ottoman Aleppo," Christine Woodhead, ed., *The Ottoman World*, Routledge, London, pp.291-306, 2012.
- ⁷ Yvonne J. Seng, "Fugitives and factotums: slaves in early sixteenth-century Istanbul," *JESHO*, vol 34, 136-169, 1996. ; -----, "A liminal state: slavery in sixteenth-century Istanbul," Shaun Marmon, Shaun E., ed., *Slavery in the Islamic East*, Markus Wiener Publishers, Princeton, pp.25-42, 1999.

-
- ⁸ Nur Sobers-Khan, “Slaves without shackles: Forced labour and manumission in the Galata court registers, 1560-1572,” PhD diss, University of Cambridge, 2012.
- ⁹ 本稿における法廷台帳の典拠を示す際は、法廷台帳名、その本での事例番号で記すこととする。
- ¹⁰ Wael b. Hallaq, “The qādī’s dīwān (sicil) before the Ottomans,” BSOAS, LXI/3, 1998.
- ¹¹ 大河原知樹「イスラーム法廷と法廷史料」『記録と表象：史料が語るイスラーム世界』、林佳世子、榊屋友子編、東京大学出版会、pp.143-170、2010。
- ¹² Boğaç A. Ergene, *Local Court, Provincial Society and Justice in the Ottoman Empire: Legal Practice and Dispute Resolution in Çankırı and Kastamonu (1652-1744)*, Leiden: Brill, 2003.
- ¹³ 本稿の注でファトワーの典拠を示す際は、ファトワーを出した人物、ページ数、項目で記すこととする。
- ¹⁴ パターソン・オルランド、奥田暁子（訳）『世界の奴隷制の歴史』明石書店、2001、p31。
- ¹⁵ 清水和裕『イスラーム史のなかの奴隷』山川出版社、2015、pp26-29。
- ¹⁶ Encyclopaedia of Islam, new ed., vol1, A-B, for the entry “ABD,” Leiden: E.J.Brill, 1960, p.25.
- ¹⁷ ロナルド・シーガル、設楽國廣（監修）『イスラームの黒人奴隷』明石書店、2007、p54。
- ¹⁸ クルアーン第二四章第三三節。なお、訳は（井筒俊彦（訳）『コーラン』岩波書店、1957。）に依っている。
- ¹⁹ 柳橋博之『イスラーム財産法』東京大学出版会、2012、pp33-34。
- ²⁰ Ali İhsan Karataş, “Bursa Şer’iyye Sicilleri Işığında Osmanlı Devleti’nde Köleliğe bir Bakış,” *İstems*, p137-164, 2007.
- ²¹ 柳橋博之『イスラーム財産法』東京大学出版会、2012、p32。
- ²² Hakan Y.Erdem, *Slavery in the Ottoman Empire and its Demise, 1800-1909*, Macmillan Press, NewYork, 1996, p.19.
- ²³ Nur Sobers-Khan, “Slaves without shackles: Forced labour and manumission in the Galata court registers, 1560-1572,” PhD diss, University of Cambridge, 2012, pp182-208.
- ²⁴ Galata Mahkemesi 15, 434.
- ²⁵ クルアーン第二四章第三十三節。
- ²⁶ Üsküdar Mhkemesi 2, 819.
- ²⁷ İstanbul Mahkemesi 12, 936.
- ²⁸ Alan Fisher, “The sale of slaves in the Ottoman Empire: markets and state

-
- taxes on slave sales, some preliminary considerations,” *A Precarious Balance: Conflict, Trade, and Diplomacy on the Russian-Ottoman Frontier, Istanbul*, pp.77-104, 1999.
- 29 Ehud R. Toledano, *The Ottoman Slave Trade and Its Suppression 1840-1890*, Princeton University Press, Princeton, 1983.
- 30 ロナルド・シーガル、設樂國廣(監修)『イスラームの黒人奴隷』明石書店、2007、pp.1-3。
- 31 Hakan Y.Erdem, *Slavery in the Ottoman Empire and its Demise, 1800-1909*, Macmillan Press, New York, 1996, p.20.
- 32 清水和裕『イスラーム史のなかの奴隷』山川出版社、2015。
- 33 Rumeli Mahkemesi 80, 197.
- 34 Üsküdar Mahkemesi 01, 205.
- 35 Üsküdar Mahkemesi 26, 744.
- 36 Üsküdar Mahkemesi 09, 573.
- 37 *Behcetü'l-Fetâvâ*, p147, 780.
- 38 *Behcetü'l-Fetâvâ*, p147, 781.
- 39 *Behcetü'l-Fetâvâ*, p135, 704.
- 40 売買については「主人 Z が完全な死亡解放で死亡解放した奴隷 A を第三者 B に売却することはできるか。—できない」というファトワーがある。
(*Behcetü'l-Fetâvâ*, p145, 709.)
- 41 Balat mahkemesi 2, 271. ; Balat Mahkemesi 02,159.
- 42 柳橋博之はイスラーム以前にも同様のパラモネー契約という契約があったとする。こちらは契約時に直ちに解放され、支払いが滞った場合にはまた奴隷身分に戻る点でキターバ契約とは異なる。この変化には、イスラーム法においては一度解放されると再び奴隷にできないことから、主人の権利保護の意図があった(柳橋博之『イスラーム財産府の成立と変容』創文社、1998、pp.457-462。)
- 43 Eyüp Mahkemesi 37, 280.
- 44 *Açıklamalı Osmanlı Fetvâları: Fetâvâ-yı Ali Efendi*, vol.1, p227, b-1.
- 45 Üsküdar Mahkemesi , 437.
- 46 なおオスマン史では奴隷の分類は四つに分類されるが、イスラーム法学上はキターバ契約も無償解放 (i'tâk) に含まれる解放契約とされている。(柳橋博之『イスラーム財産府の成立と変容』創文社、1998、p.459。)
- 47 Üsküdar Mahkemesi 17, 366.
- 48 İstanbul, 366 金銭を条件にした際も証書は発行される (Galata Mahkemesi 15, 197.)。
- 49 *Fetâvâ-yı Feyziye*, p97, 662.
- 50 Eyüp Mahkemesi 74, 153.
- 51 Galata Mahkemesi 07, 111.
- 52 BAB Mhkemesi 46, 250. また、別の事例ではこの免除のために仲介人が和解 (sulh) を進めるケースも見られる (Galata Mahkemesi 20, 363.)。

-
- 53 Rumeli mahkemesi 80, 196.
- 54 Bab Mahkemesi 46, 83.
- 55 *Behcetü'l-Fetâvâ*, p149, 795.
- 56 Eyüp Mahkemesi 37 , 328.
- 57 Galata Mahkemesi 15, 434.
- 58 Galata Mahkemesi 65, 221.
- 59 Galata Mahkemesi65, 285.
- 60 Üsküdar Mahkemesi 2, 819.
- 61 Galata Mahkemesi 20, 551.
- 62 *Açıklamalı Osmanlı Fetvâları*, Cild-i Evvel, p226, a-4.
- 63 *Açıklamalı Osmanlı Fetvâları*: Cild-i Evvel, p227, c-1.
- 64 *Behcetü'l-Fetâvâ*, pp143-144, 755.
- 65 Galata Mahkemesi 07, 176.
- 66 *Açıklamalı Osmanlı Fetvâları*: Cild-i Evvel, p229, d-6.
- 67 *Behcetü'l-Fetâvâ*, p142, 741.
- 68 *Netîcetü'l-Fetâvâ*, p97, 436.
- 69 *Fetâvâ-yı Feyziye*, p109, 735.
- 70 Eyüp Mahkemesi 37, 280.
- 71 Galata Mahkemesi 07, 186.
- 72 イスラームにおける寄進、または寄進財のこと。現金の他、モスクやマドラサといった不動産もワクフにされることがおおく、管財人が設定された。
- 73 Eyüp Mahkemesi 90, 527.
- 74 Üsküdar Mahkemesi 84, 1217.
- 75 *Fetâvâ-yı Feyziye*, pp109-110, 740.
- 76 Şevket Pamuk, "Urban Real Wages around the Eastern Mediterranean in Comparative Perspective, 1100-2000," *Research in Economic History*, Vol. 23, Elsevier, pp. 213-32, 2005.
- 77 Boğaç A. Ergene, *Local Court, Provincial Society and Justice in the Ottoman Empire: Legal Practice and Dispute Resolution in Çankırı and Kastamonu (1652-1744)*, Leiden: Brill, 2003.
- 78 İstanbul Mahkemesi 24, 218.
- 79 İstanbul Mahkemesi 18, 633.
- 80 İstanbul Mahkemesi 12, 900.
- 81 *Netîcetü'l-Fetâvâ: Şeyhülislâm Fetvaları*, vol.3, 752
- 82 Galata Mahkemesi 15, 461.
- 83 Halil Sahillioğlu, "Slaves in the social and economic life of Bursa in the late 15th and early 16th centuries," *Turcica* 17 , pp.143-112, 985.
- 84 Galata Mahkemesi 15, 399.
- 85 Üsküdar Mahkemesi 02, 409.
- 86 Yvonne J. Seng, "A liminal state: slavery in sixteenth-century Istanbul," Shaun Marmon, Shaun E., ed., *Slavery in the Islamic East*, Markus Wiener Publishers, Princeton, pp.25-42, 1999.

-
- 87 Üsküdar Mahkemesi 55, 343.
88 Galata Mahkemesi 32, 147.
89 Üsküdar Mahkemesi 02, 174.
90 Üsküdar Mahkemesi 01, 579.
91 *Behcetü'l-Fetâvâ*, p149, 797.
92 Üsküdar Mahkemesi 26, 744.
93 Üsküdar Mahkemesi 26, 771.
94 Üsküdar Mahkemesi 26, 826.
95 Üsküdar Mahkemesi 26, 825.
96 Galata Mahkemesi 90, 136.
97 Üsküdar Mahkemesi 5,157.
98 Üsküdar Mahkemesi 9, 910.
99 Hasköy Mahkemesi 10, 48.
100 *Fetâvâ-yı Feyziye*, p139, 731.
101 *Behcetü'l-Fetâvâ*, p149, 800.
102 *Açıklamalı Osmanlı Fetvâları*: Cild-i Sâni, p334, b-5.
103 Eyüp Mahkemesi 37, 328.
104 Eyüp Mahkemesi 37, 329.
105 Hasköy Mahkemesi 10, 145.